

CNN ニュース

No.122

プライバシー
インターナショナル
ジャパン (PIJ)
国民背番号問題検討
市民ネットワーク
Citizens Network Against
National ID Numbers (CNN)

季刊発行
年4回刊

■ 巻頭言 ■

トランプ政権、背番号登録削除で、移民を勝手に「死亡」扱い

わが国は、マイナンバーストップで、自由と人権ファーストの国づくりを！

わが国では、2024年に、出入国管理及び難民認定法（入管法）を改正し、税金・社会保険料未納・滞納の場合にも、永住資格取消しをできるようにした。税金・社会保険料の未納・滞納などの場合には、すでに滞納処分手続がある。あえて、国籍保有者とそうでない者とを区別する必要はないはずだ。こうした法改正は、不要な差別を助長しかねない。国際人権条約ともぶつかる。

背番号法が改正され、外国人在留カードとマイナンバー（個人番号）カードとの一体化も2025年度中に稼働する方向だ。表面的には、運転免許証とマイナカードとの一体化と同じ動きのようにも見える。だが、実質は、帰化や永住の審査・継続要件の厳格化を目指しているのは明らかだ。

アメリカでは、社会保障番号（SSN）は、公的本人確認番号として幅広く使われている。SSNは、連邦の社会保障省（SSA=Social Security Administration）が所管する「国民背番号」である。アメリカでは、旅行者などを除けば、SSNがないと、持続的な社会生活は至難である。

2025年4月はじめに、ワシントンポスト紙が、社会保障省（SSA）が、実際には生きている移民6千人以上を記録上、勝手に「死亡」扱いにしていたと報じた。このプランは、国土安全保障省（DHS）やマスク氏が率いていた政府効率化省

（DOGE）が主導した。

死亡宣告されると、年金などが出なくなるだけでない。雇用や就学、住居の確保はもちろんのこと、金融口座の開設などもできなくなる。同紙によると、死亡扱いされた大半はヒスパニック（中南米系）だという。ホワイトハウスはいずれもテロや犯罪に関与する人たちだという。だが、フェイクで、その真偽は怪しい。

別の不快な話もある。アメリカの内国歳入庁（IRS）は日本の国税庁にあたる。そのIRSが、不法移民を摘発する「移民局」「アイス」【正式には「連邦移民・税関執行局（ICE）」】に、「不法就労」で強制送還にするターゲット選定用にSSN付の納税者情報を提供していたのである。

納税者団体や市民団体は、「これでは、移民が移民局の摘発を恐れてますます納税申告しなくなり、税収減につながる。本末転倒だ！」と声をあげた。

わが国でも、政府は、外国人をマイナンバー漬けにしようとしている。「税金・社会保険料未納・滞納」のツールを、政府の意に沿わない外国人の排斥・強制出国に、使おうとしている。今後、政府による「マイナンバーの登録削除」の蛮行も想定される。

わが国でマイナンバーは、外国人監視だけでなく、内国民監視にも無制限に利用拡大されている。自由で人権が尊重される民主的な社会の形成にきわめて危険なツールである。背番号を核としたデータ監視国家は、決して国民を幸せにしない。政治主導で、マイナンバーの廃止、利用制限を設ける立法は必須である。この点では、保守も革新もない。アメリカのトランプ政権の暴政を真似てはいけな。背番号監視大好きな役人を放任し、将来に禍根を残してはいけな。

2025年 7月18日

PIJ代表 石村 耕治

◆ 主な記事 ◆

- ・ 巻頭言～トランプ政権、移民を勝手に「死亡」扱い
- ・ 危ない能動的サイバー防御（ACD）法
- ・ グローバルな視角からの消費税減税をめぐる論点整理
- ・ マイナンバー廃止法案の成立を急ごう！！
- ・ 市民社会の新たな敵：『スラップ訴訟』（1）

石村 PIJ 代表に聞く

危ない能動的サイバー防御（ACD）法 国が平時に常時ネット監視 「通信の秘密」制限、拡大懸念

CNNニュース編集局

サイバー攻撃を未然に防ぐ「能動的サイバー防御（ACD=Active Cyber Defense）」を導入する法律やその関連法（ACD法）が2025年5月16日に成立した。

ACDでは、国が、ネット・通信情報を平時に常時監視する。そして、重要なインフラに対するサイバー攻撃の兆候を見つけたら警察や自衛隊が攻撃元（ハッカー）のシステム／サーバーにアクセス（侵入）し無害化する。こんな仕組みだ。2027年中に本格的な運用が始まる方向だ。

ACD法案には、与党の自民、公明両党に加え、野党の立憲民主党、日本維新の会、国民民主党などが賛成した。電力や港湾、医療機関など様々な社会インフラへのサイバー攻撃が多発している。こうした実情に機動的に対応できるようにしようということで、与野党がスクラムを組み、能動的サイバー防御（ACD）の仕組み導入につながった。

ACDに対する評価は分かれる。官民協働でサイバー安全保障の体制づくりに役立つとのプ

ラスの評価がある。他方、マイナスの評価もある。国が、平時にネット・通信情報を常時監視することで、憲法で保障された「通信の秘密」とぶつかりかねないからだ。加えて、監視のエスカレートも心配されるからだ。

アメリカでは、ACDを含む官主導のサイバー攻撃対策は、コストパフォーマンスが悪く、血税のムダ使いになっている、との批判もある。民間ACDを法認し、サイバー攻撃対策での官民格差是正を求める動きも強い。

成立したACD法は、いわば「生煮え」で、細部の詰めは行政の手に委ねられる。行政が、立法府がイメージしていたのとは「別物」、「モンスター」に「創作」することが心配される。隣国のデータ監視は当り前の権威主義国家に似てくることが心配される。石村耕治 PIJ 代表に、CNNニュース編集局が、能動的サイバー防御法について聞いた。

（CNNニュース編集局）

【コンテンツ】

- 《どんなタイプのサイバー攻撃と防御方法があるのか》
- 《能動的サイバー防御（ACD）は血税のムダ使いか？民間活力を生かすべきか》
- 《「ACD法および関連法」とは、どういう法制なのか》
- 《ACD法は、憲法が保障する「通信の秘密」を侵害するのではないか》
- 《新設される独立機関は機能するのか》
- 《民間ACD法認のためのルールづくりが要るのではないか》

《どんなタイプのサイバー攻撃と防御方法があるのか》

（石村）近年、サイバー攻撃（DDoS／ディードスなど）が急増している。とりわけ国家支援型のサイバー攻撃（Volt Typhoon／ボルトタイフーンなど¹）が増えている。攻撃目的も、次第に多彩になってきている。サイバー戦争（Cyber

Warfare／サイバー・ウオーフェア）の様相を呈してきている。

国家が背後にいるサイバー攻撃には、さまざまなタイプがある。身代金要求型攻撃（ransomware）も多い。また、サイバー攻撃の標的（ターゲット）は、政府インフラだけに限らない。航空会社や金融機関など民間企業の内部シ

■主な国家支援型サイバー攻撃タイプ

攻撃タイプ	攻撃の特徴
データ窃取型	電力、通信、運輸、防衛産業などを標的に、ウイルス付きスパムメールを使う、あるいは Volt Typhoon / ボルトタイフーンのような既存のシステムツールや管理用ソフトなどを通してネットワーク・コンピュータに潜入し、機密データ、営業データ、知財データ、防衛データを窃取（抜き取り）するのが目的。デジタルコイン、非代替トークン（NFT）などの窃取目的でのサイバー攻撃もこのタイプ。
機能妨害型	DDoS / ディードス攻撃などにより、コンピュータ・ネットワークの容量を超える通信要求により、流通経済をかく乱（economic disruption）し、市場機能を麻痺・妨害するのが目的。金融機関、運輸・交通機関などが標的にすることが多い。
機能破壊型	電力インフラ、通信ネットワーク、港湾・航空・運輸システムに侵入し、システムの破壊、改ざんすることが目的
身代金要求型（ransomware）	サイバー攻撃し官民の機関のコンピュータシステム内にある重要なデータを暗号化する。そのうえで、解読に時間がかかることから、被害者に、早く解読したい、あるいはデータをネットに公開して欲しくないなら身代金を払えと要求するのが目的
世論操作型	政治的主義・主張（propaganda）を特定の方向に導くために発信元を明かさずに、SNS などにフェイク情報を流布し、世論操作・政権転覆・選挙結果に影響を及ぼす（digital espionage）目的で行われるサイバー攻撃

システムへの攻撃が続く。

システムがダウンし、飛行機のフライト予約ができなくなり、ネットバンキングが使えなくなるケースが多発している。電気や水道、鉄道、航空、通信といったサービスが停止すれば国民生活への影響は大きい。早期解決のために標的（ターゲット）になった企業は身代金要求に応じることも多い。また、そ

うした要求をカバーする保険制度まで出現している。

重要インフラ施設や政府、自治体などをサイバー攻撃から守ることは重要である。サイバー攻撃に対応するには、一般に、次のような①受動的サイバー防御（preventive defense）手法が取られる。

①受動的サイバー防御（preventive defense）

- ・許可されない者がネットワークに侵入するのを防ぐためのファイアウォールの設定
- ・アンチウイルスソフトの装備
- ・データのバックアップ
- ・定期的なソフトの更新

ただ、1 個人や 1 企業が、①受動的サイバー防御手法で攻撃を防ぐのは難しいケースが多い。なぜならば、重要インフラなどを標的（ターゲット）にしたサイバー攻撃は、技術的にもきわめて高度だからである。それに集団で仕掛けてくることが多い。北朝鮮のように国家が専門部隊を組織してサイバー攻撃（Volt Typhoon / ボルトタイフーンなど）を仕掛けてくるケースも少なくない。

こうした現実を踏まえて選択されるのが、②能動的サイバー防御（ACD=active cyber defense）手法である。[「積極的サイバー防御」の邦訳もある。]

②能動的サイバー防御（ACD=active cyber defense）

- ・データの動的な移動と再暗号化によるデータ保護
- ・IP アドレスローテーション、ネットワークポロジの動的変更などのネットワーク保護
- ・Moving Target Defense 技術によるネットワークやアプリケーションの保護
- ・Deception（欺瞞情報）を利用し、攻撃者へのクレデンシャルや接続情報などの多数の偽情報の提供
- ・ハニーポット（罠）の利用
- ・ファイル無害化技術（マクロウイルスまで除去）
- ・攻撃早期監視技術の利用
- ・ビーコン／発信機によるデータ窃取先からターゲットへの位置通知
- ・サイバー攻撃先へのランサムウェアなどによる反攻
- ・その他

「能動的サイバー防御（ACD）」とは、サイバー攻撃を「未然に防ぐこと」に傾斜する特徴がある。攻撃元（ハッカー）のコンピュータ／サーバーに積極的に攻撃を仕掛け、無害化する手法である。見方によっては、敵のミサイルが飛んでくるのを防ぐため、その兆候が見られたときに「先制攻撃」

¹ Volt Typhoon は、主にアメリカやその同盟国の重要インフラを標的とし、サイバー諜報活動を行う国家支援型のハッカー集団をさす。2023 年に Microsoft が調査レポートで公表した。このレポートでは、Volt Typhoon が「Living off the Land（LotL）」と呼ばれる攻撃手法を活用し、正規の管理ツールを利用して標的のシステムに侵入していることが指摘された。See, Jacob L. Azrilyant, 「Logic Bombs and Silicon Trenches: Use of Force in the Cyber Age」, 9 J.L. & Cyber Warfare 52 (2024) .

をかけるのに似ている。「先制攻撃」の「サイバー／デジタル空間版」ともいえる。イスラエルのイランへの先制攻撃を想定すればよい。

《ACDは血税のムダ使いか？民間活力を生かすべきか》

（石村）能動的サイバー防御（ACD）手法は、大きく①「官」もしくは「官民協働」、または②「民」が使う場合に分けられる。どちらの場合も、その使い方によっては、違法になる可能性もある。したがって、ACDを法的に認める「根拠」を置くのが望ましい。ACDが法認されれば、サイバー攻撃を受けることを予知できた民間機関、例えば会社や病院なども、能動的に（active）先制攻撃（preempted hackbacks／hackbacking）／反攻ができるようになる。

事実、アメリカ連邦議会には、2017年、2019年に、サイバー攻撃を受ける恐れのある個人や民間機関がハッカー（攻撃者）に対して自力で反攻／私的制裁をするのを法認するための議員立法案が提出されている。「能動的サイバー防御認定法（ACDC Act=Active Cyber Defense Certainty（「ACDC」）Act）」と呼ばれる。サイバー反攻／私的制裁を禁じている現行の1986年コンピュータ詐欺・濫用法（CFAA=Computer Fraud and Abuse Act of 1986）を改正する法案である²。

この改正法（ACDC Act）案は、被害者になりうる個人や民間機関は、法定要件を充たせば、事前の公的承認なしに、ハッカー（攻撃元）に対して一定の先制攻撃／反攻ができるようにするための法律である。いわば「民間ACD（private active cyber defense）」法認法案。言い換えると、1986年のCFAA〔現行法〕が禁止する先制攻撃／反攻を認め私的制裁の制限を解除するものである。

血税の濫費を防ぎ、民間活力（private action）を重視する立場からは当然の提案ともいえる。民間ACDを法認すれば、サイバー攻撃対応での官民格差是正にもつながる。個人や民間機関の「通信の秘密」を考えたら、官は介入をできるだけ避けた方がよい、との考え方にもマッチする。

しかし、民間ACD（private ACD）を法認する改正法（ACDC Act）案に対しては賛否が分かれる。

改正法への賛成意見

- ・1986年のCFAA〔現行法〕は、ハッカー攻撃にあう恐れのある民間機関が能動的にサイバー先制攻撃／反攻を禁止するが、支持しない。なぜならば、FBIその他警察権限を持つ公的機関はハッカー被害を受ける恐れのある民間機関をしっかりと支援・救助をしているかといえ、そうではないからである。
- ・連邦政府は、サイバー犯罪対策に毎年180億ドルもの支出をしている。にもかかわらず、成果は乏しい。「費用対効果（cost performance）」がきわめて悪い。十分な公的支援・救助をしようとすると、さらに莫大な血税の浪費につながりかねない。にもかかわらず、ハッカー被害を受ける恐れのある民間機関に対して、自助としてのサイバー先制攻撃／反攻する権利を認めないのは不正義である。

その一方で、個人や民間機関がハッカー（攻撃元）に対して民間ACD（private ACD）／私的先制攻撃（private preempted hackbacks）を認める法改正には反対の声も強い。

改正法への反対意見

- ・サイバー犯罪を制御するよりはむしろ、先制攻撃／反攻する民間機関をサイバー犯罪に加担させることになる心配がある。
- ・個人や民間機関に、無法者と自力で対峙するように求めることにもつながり、サイバー世界をワイルドウェスト（荒れた西部）にしかねない法案である。

個人や民間機関の力を信頼することは大事である。しかし、IT知見の豊かな専門家でもしっかりした対応は難しい。国家が背後にいる他国からのハッカー攻撃の場合は、なおさらである³。加えて、自然災害や戦争などと同じように、ACDによる反撃は、官民協働の形で、警察権限を持つ特殊の政府機関や軍のような公的機関が出動・介入し他方が安心・安全ではないか、との意見もある。

《「ACD法および関連法」とは、どういう法制なのか》

わが国は、概して「費用対効果（cost performance）」の議論が弱い。結果、役人主導、鳴り物入りでつくった制度で、実効性のないものも少なくない。今回つくった「能動的サイバー防

² See, Carlos Casanova, 「Understanding the Active Cyber Defense Certainty Act-Should Companies Be Allowed to ‘Hack Back’?」, IT Chronicles (Dec.7, 2018) .

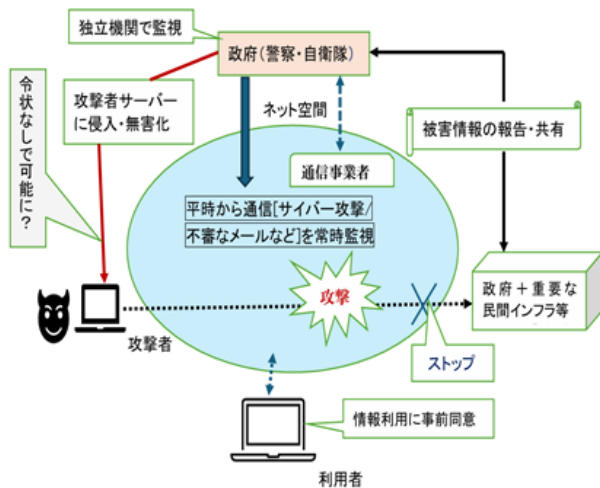
³ See, Alice M. Porch, 「Spoiling for a Fight: Hacking Back with the Active Cyber Defense Certainty Act」, 65 S.D.L.Rev.467 (2020) ; Adam Rodrigues, 「If the Law Can Allow Takebacks, Shouldn't it Also Allow Hackbacks?」, 24 Marq.Intell.Prop.L.Rev.1 (2020) ; Sam Parker, 「Shot in the Dark: Can private Sector ‘Hackbacks’ work?」, 3 J.Nat'l Security L.& Pol'y211 (2022) .

御（ACD）」はどうだろうか。将来的にどれくらいカネ喰い虫と化すについての展望は示されていない。将来的には「ACDの民営化（privatizing ACD）」も議論の俎上にのぼるかも知れない。

今般のACD立法では、官民協働のACD法制を目指した。政府が主導し、2022〔令和4〕年12月に「国家安全保障戦略」を閣議決定した。これを基に、能動的サイバー防御（ACD=Active Cyber Defense）を実施するための政府法案（閣法）づくりを進めた。

2025年の第217回通常国会で5月16日に成立した、「サイバー対処能力強化法」及び「同整備法」は、「能動的サイバー防御（ACD）」の仕組みを導入・整備することが狙いだ⁴。

■能動的サイバー防御（ACD）のイメージ



新法に規定する「能動的サイバー防御（ACD）」では、「国等の重要なインフラ」つまり「ガス・電気・交通など特定社会基盤事業者」に対するサイバー攻撃を「未然に防ぐこと」が狙いであることに特徴がある。つまり、国（警察・自衛隊）が、平時に、ネット・通信情報を常時監視し、ACDの対象となる特定のインフラを保護する仕組みだ。サイバー攻撃の兆候を見つけたら警察や自衛隊が攻撃元（ハッカー）のサーバー／システムに侵入（アクセス）し、無害化する。

攻撃元である有害なサーバーへのアクセス（侵入）や無害化措置は警察と自衛隊が担う。そこで、同じ建物で勤務するなどして緊密に連携させることになっている。

警察と自衛隊による外国のサーバー／システムへの侵入・無害化措置は、相手国から「国際法上、認められない」と訴えられるリスクもある。

ACDは、使い方、見方によっては、国家が「サ

イバー戦争」に参戦することととれる。憲法9条〔平和憲法〕とぶつかりかねない。なぜならば、憲法9条は、現実空間（real space）はもちろんのこと、ネット／サイバー空間（cyber space）にも適用されると解されるからである。

憲法9条との兼ね合いでは、ACDは、国際法上禁止される武力行使にあたらないように運用しないとイケない。武力攻撃に値しないサイバー攻撃の段階でのACDであることを明らかにし、一線を画す必要がある。このことから、平和国家を志向する日本におけるACD導入については、国内外の世論の理解を得ることが重要だ。

■能動的サイバー防御（ACD）法・ACD整備法のポイント

- ①電気、ガス、水道、鉄道、金融など基幹インフラ事業者（特定社会基盤事業者）に、サイバー攻撃を受けた場合には、罰則付きで政府への報告を義務づける。
- ②政府（警察・自衛隊）に、任意、または独立機関「サイバー通信情報監理委員会」の承認を前提に強制的に、情報を収集する権限を付与する。
- ③民官での情報共有・対策のための協議会を設置する。
- ④平時に、政府がインターネット空間に流通する情報通信を常時監視・分析し、サイバー攻撃の兆候があれば、攻撃元（ハッカー）のサーバーにアクセス（侵入）し、無害化措置を講じる。
- ⑤監視・分析対象は、外国間および外国・国内間通信に限定する。電子メールの内容などは対象としない。IPアドレスなど機械的な情報のみを監視・分析対象とする。
- ⑥独立機関「サイバー通信情報監理委員会」が運用を監視し、国会に報告する。
- ⑦ACD法に、憲法の「通信の秘密」尊重を明記する。
- ⑧通信情報の監視・分析や無害化措置の件数などを国会に報告する。

《ACD法は、憲法が保障する「通信の秘密」を侵害するのではないか？》

（石村）能動的サイバー防御（ACD）は、防御のために先手を打つという、ある意味で矛盾をはらんだセキュリティ対策である。そのため、実際に能動的サイバー防御を実行しようとした場合、逆に防御側が憲法や法令に違反してしまう可能性もある。そこで、法的根拠（違法阻却事由／やむにやまれぬ要件／緊急避難要件）を明確にして、平時におけるACD手法を合法化しようというわけである。

ACD法の国会での最大の論点は、次のように規定する憲法21条が保障する「通信の秘密」との整合性であった。

⁴ https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/cyber_anzen_hosyo_torikumi/index.html

【第21条】集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
②検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

ACD法は、政府が分析・監視する対象を、ネット上の住所にあたるIPアドレスや送受信日時、メールアドレスといった政府の分類する「機械的情報」に限ることになっている。したがって、メールの本文や件名など「コミュニケーションの本質的内容」は含まない。政府は『「通信の秘密」に対する制約は必要やむを得ない限度にとどまる』（平将明・サイバー安全保障担当相）と答弁した。

しかし、衆院の審議では、この答弁に大きな疑問符がついた。なぜならば、ACD法案には、通信傍受法などにある「通信の秘密を不当に侵害しない」といった趣旨の文言がなかったからだ。野党側はこのことを取り上げて、「歯止めが不十分」と問題視した。そこで、通信の秘密を含む国民の権利を「不当に制限するようなことがあってはならない」とする条文を追加する修正のうえ、可決した。ちなみに、情報の不正利用や漏洩は4年以下の拘禁刑などの刑事罰の対象になる。

また、参院審議では、野党側が、政府の取得情報が警察の捜査に流用されてしまう可能性を指摘した。こうした行為を禁止するための条文追加を求める声も上がった。加えて、野党の一部は、侵入・無害化措置の内容の速やかな報告など国会関与を強める修正を求めた。

政府側は、石破茂首相が、「法律の目的に犯罪捜査目的は含まれることはなく、犯罪捜査のために通信情報を提供することも許容されない」とする答弁だけにとどめた。法案修正には応じなかった。

ACD法は、政府が収集・分析する通信情報を大半のサイバー攻撃の発信源である外国・国内間の通信（内外通信）に限定するとする。つまり、「内内通信」は対象外とする。ただ、平サイバー安保相は衆院内閣委で「将来的に分析対象が不十分となった場合は、その時点で改めて必要最小限の分析対象を検討する」と答弁した。つまり、エスカレートさせる予知をしている。

ACD法の衆参両院での修正は小幅である。ACD法の国家が「通信の秘密」を常時監視できる性格には変わりがない。むしろ、ACD法でオンライン上の通信をすべて政府が監視できる方向を目指しているといえる。

ちなみに「通信の秘密」は、憲法22条【居住、移転及び職業選択の自由】などとは規定の仕方が異なる。「やむにやまれぬ理由」で内在的な制限を

受けることもあるが、「公共の福祉」を理由に制限できない無条件の自由権である。通信を監視することは憲法違反となるのではないか？政府の法解釈では、「通信の秘密」は「公共の福祉」で制限できると解しているようだが、どうだろうか？

《新設される独立機関はうまく機能するのか？》

（石村）政府（警察・自衛隊）による能動的サイバー防御（ACD）は、濫用がないように、新設される独立機関「サイバー通信情報監理委員会」で、運用を見守ることになる。監理委は専門家ら5人で構成する。国会の同意人事とし、首相が任命する。任期は5年で、警察や防衛省・自衛隊による通信監視や無害化措置を事前に審査し、改善すべき点があれば勧告する権限を持つ。国会への報告と概要の公表も定めた。

独立機関がうまく監視機能を発揮できるかどうかは、国民の監視が必須である。つまり、「監視機関が『名ばかり』にならないように国民が常時目を光らせる」ことが肝要だ。とりわけ、能動的サイバー防御（ACD）の運用については、憲法の「平和主義」と「通信の秘密」が、オンライン空間でも、リアル空間と同様に扱われているか、見守りを強めないといけない。

《民間ACD法認のためのルールづくりが要るのではないか》

（石村）今回制定されたのは、いわば「公的ACD（public active cyber defense）」である。しかし、「国等の重要なインフラ」以外に対しても、ハッカー攻撃が頻繁化している。個人や民間機関のコンピュータ／サーバーが、「やむにやまれぬ理由／緊急避難」でハッカー（攻撃者）に先制攻撃をする選択をしないとイケないケースもあるはずだ。民間ACD（private active cyber defense）、あるいは私的先制攻撃（private preempted hackbacks）を法認するためのルール（authorizing do-it-yourself justice）づくりも急がないといけない。ルールなし、自由放任の民間ACDの利用が広がるのは、法治国家として危うい。

と同時に、今般の公的ACD導入で、国家は通信に対して絶大な権力を握る。そして、血税で保護されるインフラとそうでないインフラを選別する。こんな格差ある法制のデザインはフェアでない。「ACDの民営化（Privitalizing ACD）」の視点が求められる。民間のコンピュータ／サーバーでのサイバーパトロールの一環としての能動的サイバー防御（ACD）の重要性を忘れてはならない。

グローバルな視点からの消費税減税をめぐる論点整理

— 基礎的飲食料品への最適消費税率選択 —

「単一税率」、「ゼロ税率」、「軽減税率」

石村 耕治（PIJ代表・白鷗大学名誉教授）

◆はじめに

- 1 主要諸国での消費税率（VAT／GST）に標準税率と基礎的飲食料品の税率比較
 - （1）消費税「単一税率モデル」
 - （2）基礎的飲食料品への消費税「非課税」適用モデル
 - （3）基礎的飲食料品への「ゼロ税率」適用モデル
 - （4）基礎的飲食料品へのゼロ税率導入で外食産業淘汰のフェイク？
- 2 オーストラリアのGST：標準税率（10%）＋基礎的な飲食料品ゼロ税率のデザイン
 - （1）免税／国内ゼロ税率取引（GST-free supplies／Domestic zero-rating）の分析
 - （2）飲食料品の定義
 - （3）GST法のもとでのゼロ税率適用の実際
- 3 世界の消費税（VAT／GST）の「期間限定減税（時限減税）」事情

◆むすびにかえて～求められる消費者／生活者ファーストの消費税の税率選択
【参考資料】

◆はじめに

ウクライナ戦争を契機としたハイパーインフレ、それに続くトランプ2.0政権の理不尽な相互関税政策で、世界は大きく揺れている。グローバルなスタグフレーションが危惧され、世界中の国々が対応を急いでいる。

わが国でも、インフレ対策として、国民、各界、与野党から、消費税【正確には「多段階型のVAT／GST（付加価値税／物品サービス税）」。以下「消費税」という。】減税を求める意見が相次いでいる。一時的な給付金の支給には、概して否定的な声が強い。これは、消費税率が固定されていることから、消費者／生活者が、「インフレによる消費税増税への法的な歯止め策」を求めているからだろう。物価高に伴う「自然消費増税ストップ！」の叫びだ。

消費税減税にあたっては、新型コロナウイルス禍やウクライナ戦争に伴う経済の激変への対応として諸外国が採る「期間限定」の消費税減税（時限減税）策を参考にすべきだとする声がある。言

い換えると、「恒久的な消費税減税ではなくともよい」という声だ。

今回の一連の消費税減税の動きでは、逆進対策の強化、とりわけ、基礎的な飲食料品への消費税率の最適選択が問われている。つまり、「単一税率」、「ゼロ税率」、「軽減税率」のいずれを選択して、インフレで苦しむ消費者／生活者を救済するのが問われている。

ところが、消費者／生活者には最適と思われる「ゼロ税率」や「軽減税率」の導入には異論も目立つ。この背景には、わが国特有の問題がある。経済状況の激変対応のための消費税減税策に、「インボイス制度の廃止」、さらには「消費税の廃止」の主張も絡んでいることが原因である。

わが国は、消費税（VAT／GST）制度を導入する国では、世界で唯一前段階（仕入税額）控除に「帳簿方式」を採用する国であった。ところが、政府は、帳簿方式を廃止し、インボイス制度へ転換を図った。

インボイス制度での納税事務は煩雑である。事業者の納税事務負担の軽減を図るにはインボイス

制度を廃止し、簡素な帳簿方式に戻そうという声はいまだ強い。

消費税のあり方については、さまざまな主張が交差している。しかし、「インボイス制度廃止には、『ゼロ税率』や『軽減税率』の導入は「有害」である」という主張は、一面、理にかなっているのではない。なぜならば、「簡素」は重要な伝統的な租税原理の1つだからである。

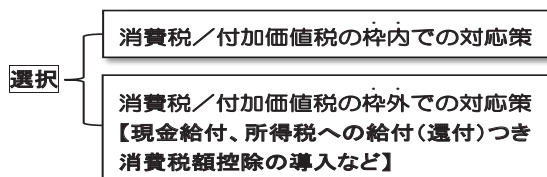
わが国においては、さまざまな消費税減税要求（改正モデル）が出されている。改正モデルをおおまかに整理し、図示すると、次頁【表1】のとおりである。

税界のみならず、現実の政治の世界でも、消費税減税に対しさまざまな主張が飛び交っている。

石破茂首相は表向き「税率の引き下げは適当ではない」との見解を示している。消費税は社会保

コラム 1 消費税／付加価値税（VAT／GST）の逆進性解消策の基礎知識

消費税／付加価値税（GST／VAT）は逆進性が強い税金である。逆進性解消策を講じるとする。この場合、大きく次の選択が可能である。



◎消費税／付加価値税の枠内での対応策とは

消費税／付加価値税の枠内での逆進性解消策には、次のようなものがある。

■消費税の枠内での逆進性解消策

- ①複数税率（標準税率および基礎的飲食料品など生活必需品等＊への軽減税率）の採用
- ②基礎的飲食料品など生活必需品等への非課税の採用
- ③基礎的飲食料品など生活必需品等へのゼロ税率の採用

＊基礎的飲食料品に加え、女性用生理用品（タンポン）などを含む意味で、「生活必需品等（daily necessities）」という言葉を使う国や地域もある。

（１）非課税措置の所在

「非課税取引」～大きく①資本取引・金融取引と、②政策的配慮によるものに分かれる。②政策的配慮による非課税取引は、本来は消費税の課税対象取引になるものである。しかし、消費税の逆進対策や社会的福祉目的などに着眼し、政策的な配慮によって、例外的に非課税とされている取引である。

（２）問われる非課税措置に伴う「損税」の発生

前段階控除型の消費税／付加価値税において、事業者は、本来、仕入税額を買手に転嫁することを予定している。しかし、仕入税額を買手に転嫁できずに、事業者自身が負担しなければならないことを「損税」ともいう。例えば、医療や学校教育が非課税取引となると、事業者である病院や学校は、仕入の際には仕入税額を負担しても、非課

税サービス提供の際には当該サービスにかかる仕入税額を転嫁できなくなる。非課税取引にかかる「損税」が発生しているまたは転嫁が不十分な事業者は、全事業者の４割にも達しているともいわれる。課税売上高１,０００万円以下の免税事業者には、「益税」が発生しているともいわれる。しかし、むしろ「損税」問題の方が深刻との見方もある。いずれにしろ、逆進性解消策としての非課税措置の採用は事業者には重荷になる。

（３）事業者に不評な複数税率の採用

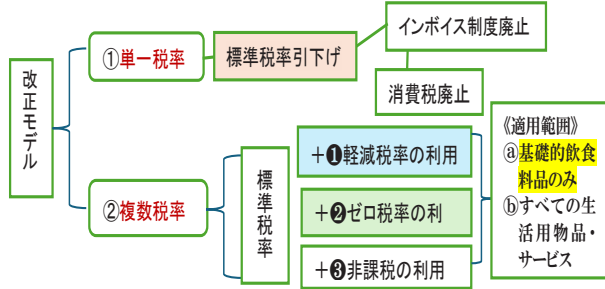
逆進性解消策としての消費税／付加価値税への複数税率（標準税率、軽減税率）の採用は、消費者たる担税者（生活者）には概して好評である。しかし、この租税の納税義務者たる事業者、さらにはこれら事業者の税務支援をする税の専門職には概して不評である。適用対象区分が難しく、事業者の事務負担も重くなるからである。

（４）逆進性解消策、「損税」対策にゼロ税率を賢く使う

イギリスやオーストラリアをはじめとした多くの旧英国領諸国のように、生活必需品等には、非課税や軽減税率ではなく、幅広くゼロ税率を採用する国もある。

逆進性解消策、「損税」対策としては、「軽減税率」の適用や「ゼロ税率」の採用も一案である。「非課税」では、課税仕入にかかる前段階の税額控除はできないからである。これに対して、ゼロ税率取引では、消費税／付加価値税は課税されるが、消費税の税率がゼロパーセントなので、課税標準額に対する消費税（０％）から、当該課税期間中に国内において行った課税仕入（前段階）にかかる消費税額を控除する（あるいは還付を受ける）ことができる。ちなみに、わが国の消費税法では、「輸出免税等」（消費税法７以下）としてゼロ税率取引が制度化されている。現行法上、「国内ゼロ税率／家庭用ゼロ税率（domestic zero-rating）」は制度化されていない。

【表1】わが国での消費税減税要求（改正モデル）の所在

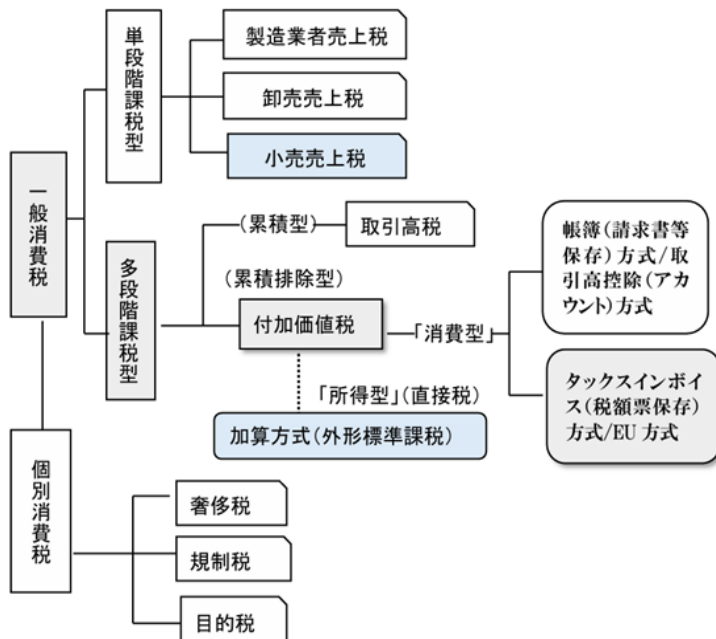


障に充てる重要な財源で、減税は望ましくないという考えだ。4月15日には自民党幹部も消費税の減税案に否定的な姿勢を示した。一方で、参議院自民所属の議員のなかには、消費税減税を打ち出さないと参院選で勝てないとする声もある。与野党には、事前に消費税の減税期間（時限減税／期間減税）や将来の財政再建計画を明示するなど過度な財政悪化を防ぐべきだという声もある。

ただ、わが国の税制改正は、アメリカなどとは大きく異なり、完全に「政治主導」状態にあるとはいえない。税制改正も、議員立法ではなく財務省など行政が原案をつくる政府立法（政府提出法案／内閣提出法案／閣法）である。このことから、与党の税財政政策を陰で担う財務省の動きからも目が離せない。

また、識者が示す消費税減税要求（改正モデル）には、減税代替税源として、所得型の付加価値税（外形標準課税）ないし単段階の小売売上税の導入を示唆する見解もある。以下の【表2】で、それぞれの税の所在を確認して欲しい。

【表2】消費税の類型／付加価値税（帳簿方式と税額票保存方式）の所在



1 主要諸国での消費税率（VAT／GST）に標準税率と基礎的飲食料品の税率比較

消費税（VAT／GST）課税で、世界各国では、さまざまな逆進対策を講じている。どの国でも、とりわけ基礎的飲食料品（生活費需品等）に対する「税率」選択を重視している。

各国が採る税率選択をおおまかに一覧にすると、次のとおりである。

【表3】主要諸国での消費税率（VAT／GST）に標準税率と基礎的飲食料品の税率比較

国	導入年	標準税率	基礎的飲食料品税率	備考
オーストラリア	2000年	10%	0%（ゼロ税率）	*軽減税率なし
オーストリア	1973年	20%	10%（軽減税率）	
ベルギー	1971年	21%	6%（軽減税率）	
カナダ	1991年	5+13/15	0%（ゼロ税率）	*連邦十州
フランス	1968年	20%	5.5%（軽減税率）	
ドイツ	1968年	19%	7%（軽減税率）	
イタリア	1973年	22%	10%（軽減税率）	
日本	1989年	10%	8%（軽減税率）	
ルクセンブルク	1970年	17%	3%（軽減税率）	
オランダ	1969年	21%	9%（軽減税率）	
ニュージーランド	1986年	15%	（単一税率）	*ゼロ税率模索
スペイン	1986年	21%	4%（軽減税率）	*食料品のみ
ポーランド	1993年	23%	5%（軽減税率）	*食料品のみ
スウェーデン	1969年	25%	12%（軽減税率）	*食料品のみ
スイス	1995年	8.1%	2.6%（軽減税率）	
イギリス	1973年	20%	0%（ゼロ税率）	

*OECD, Consumption Tax Trends 2024（2024）を使って作成

前記【表3】から見てくることがある。それは、わが国の標準税率は10%であるのに対し、基礎的飲食料品に対する軽減税率は8%である。世界的に見ると、わが国の基礎的飲食料品に対する軽減税率はかなり高い水準にあることがわかる。その理由としては、諸外国に比べ、「基礎的飲食料品」の範囲がかなり広いことがあげられる。つまり、わが国の消費税では、加工品やテイクアウト飲食料品などを含め軽減税率の対象がかなり幅広いデザインになっているのである。高めの8%の軽減税率設定は、軽減税率の適用範囲を広げることにより、税率適用をめぐる煩雑な判断・コンプライアンス業務を避け、かつ、消費税の課税ベースを確保することが狙いと解される。

(1) 消費税「単一税率モデル」

前記【表 3】からもわかるように、主要国では唯一ニュージーランド (NZ) が、標準税率 (15%) で、「基礎的飲食料品」などを含め一切の逆進対策 (軽減税率・ゼロ税率) を講じていない国である。いわゆる「単一税率」を採る国である。

わが国の財政学者のなかには、NZ の消費税 (GST) を「課税ベースの浸食がない理想的な消費税税制である」とほめちぎる者もいる【篠原正博「ニュージーランドの GST ～現状と課題～」2024 年日本租税理論学会配付資料 (租税理論学会 2024)】。

しかし、NZ 国内では、標準税率の引上げ (当初 10%、その後 12.5%、そして現在 15%) に伴い、消費税の逆進性解消が重い政治課題としてくすぶり続けている。

NZ 議会には、イギリスや隣国オーストラリアなどに倣って、基礎的な飲食料品へのゼロ税率 (domestic zero-rating) 導入を求め、議員立法案が提出されている。【ニュージーランドでのすべての飲食料品 (アルコール飲料を除く。) への消費税 (GST) ゼロ税率導入論議および最近の NZ 議会に提出された議員立法案 [Goods and Services Tax (Removing GST from Food) Amendment Bill] Goods and Services Tax (Removing GST from Food) Amendment Bill 16-1 (2024) , Members Bill Contents-New Zealand Legislation】

NZ モデルからわが国が学べることがある。それは、「単一税率の消費税制」は、恒久的に税率を低く維持できれば、帳簿方式への復帰にも資し、適切な消費税 (VAT / GST) モデルといえることだ。

しかし、実際には、単一税率の消費税制モデルは、税率の引上げ、高税率化には耐久力がなく、リスクの高いモデルである。税収増を狙う財政当局には都合がいいかも知れないが、消費者／生活者には、理想的なモデルとはいえない。

(2) 基礎的飲食料品への消費税「非課税」適用モデル

選択肢の 1 つとして、基礎的な飲食料品への消費税「非課税」の採用も考えられる。しかし、この品目やサービス面で消費税「非課税」対応は望む声はないのではないのか。

わが国で消費税導入時の議論を思い起して欲しい。当時、財政当局は、自らが牛耳る政府税調を手足に使って、「国内ゼロ税率封じ」に走り回り、導入を止めた。その結果、医療界や教育界は、医療・

健康サービス、教育サービスは「非課税」とされた。この分野では、税の累積排除を前提とする消費税 (VAT / GST) の前段階控除は幅広く否認されたまま、今日に至っている。「損税」問題は、標準税率が引き上げられるに従い、より深刻になることが危惧される。

【石村耕治「消費税の今後：複数税率化と仕入税額控除」白鷗大学法科大学院紀要 8 号 <https://hakuoh.repo.nii.ac.jp/record/590/files/KJ00009610779.pdf>】

(3) 基礎的飲食料品への「ゼロ税率」適用モデル

消費税を導入する諸外国では、基礎的な飲食料品への「ゼロ税率」適用が、一番消費税／生活者ファーストな選択とされる。ところが、わが国では、「国内ゼロ税率／家庭用ゼロ税率 (domestic zero-rating)」採用には、税界や一部の研究者などからマイナス評価が示されている。この結果、税収確保が最優先で「ゼロ税率適用は論外」と考えてきた財政当局と妙に足並みがそろっている。

この背景には、消費税の納税義務を負う事業者側の「国内ゼロ税率」への理解不足があるのではないか。つまり、初体験の「国内ゼロ税率」への漠然とした不安があるように見える。

加えて、簡素な税制を求める、あるいは消費税廃止を求めるウイングからの「インボイス制度は廃止すべきであり、複数税率 (軽減税率) や国内ゼロ税率の導入は、どちらにしろ、インボイス制度の恒久化につながる」との強い懸念がある。こうした懸念は、どちらかという、消費税／生活者ファーストというよりは事業者ファーストの主張する側に強い。

「インボイス制度廃止の理想先行の消費税単一税率論」万歳で固まり、現実的対応に後ろ向きになるのが本当に正しい方向なのであろうか？

わが国の税界や業界は、もう少し「国内ゼロ税率に対するリスクリング (学び直し)」が必要なのではないか？同時に、今一度「財務省によるマインドコントロール」を疑ってみる必要もある。

【表 4】消費税の逆進対策・簡素化などの視点からの 3 つのモデル比較

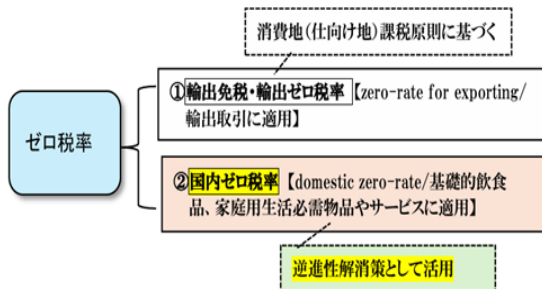
現在の日本モデル	標準税率＋軽減税率
ニュージーランド・モデル	標準税率のみ (単一税率)
オーストラリア・モデル	標準税率＋国内ゼロ税率

コラム 2 「ゼロ税率」とは何か？～ゼロ税率は2種類ある

わが国で「ゼロ税率」というと、「輸出免税・輸出ゼロ税率」しか頭に浮かばない税の専門家も少なくないと思う。消費税導入検討時からの財政当局による「マインドコントロール」がよく効いている証拠であろう。

実際は、「ゼロ税率」には2つの種類がある。つまり、「①輸出免税・輸出ゼロ税率」のほかに、「②国内ゼロ税率」である。

■「ゼロ税率」の種類と活用目的



グローバルに見ると、オーストラリアやカナダなど旧英国領諸国のように、消費税（VAT / GST）の逆進性解消策として価値財／サービスへの消費課税除外措置および、軽減税率に替えて国内ゼロ税率／家庭用ゼロ税率（domestic zero-rate）（以下、「輸出免税」という意味でのゼロ税率と区別して、「国内ゼロ税率」という。）を幅広く採用する国もある。

わが国でも参考にすべき消費税逆進性解消のための税率選択モデルの1つといえる。

ニュージーランド（NZ）は、逆進性解消策としての軽減税率などは一切採用せずに、当初、限りなく課税ベースの広い消費税（GST）を10%の単一税率で導入した。しかし、その後、税率は12.5%に引き上げられ、現在は15%である。

NZの消費者／生活者は、「公正・中立」の租税

原則ファーストで厚化粧された「単一税率消費税の暴走」、相次ぐ税率引上げに苦しめられている。とりわけ、近年の世界的ハイパーインフレで、NZの生活者は、15%単一税率に我慢の限界を超えている。

NZ議会には、消費者／生活者向けの逆進性解消策として、基礎的飲食料品／生活必需品等へのゼロ税率適用を求める議員立法案が出されている。非政府系研究者や市民組織も、ゼロ税率導入指向を強めている。

わが国で主張される5%の単一税率は、本当に租税正義（tax justice）に資するのだろうか？「危険性」はないのだろうか？「敵に塩を送る」ことになりはしないだろうか？

固定税率では、5%であっても、物価が高騰すれば、消費者／生活者の消費税負担は増す。「インフレ消費増税」である。財政当局は朗報かも知れない。それに、税制改悪で5%税率がその後度々引き上げられたら、もっと悲惨な結果を招く。将来の消費者／生活者は「単一税率消費税の暴走」に苦しめられることが危惧される。

一方、基礎的飲食料品への「非課税」適用選択では累積排除ができない。事業者は、「損税」対策として、消費価格に転嫁して税負担増をしのがないといけない。非課税は概して適切な選択とはいえない。

となると、基礎的飲食料品へのインフレ消費増税をできるだけ完璧に排除するには、「ゼロ税率」の採用がベターではないか。消費者／生活者ファーストに資するのではないか？もちろん、誰もが満足するような最適な税率選択かどうかはわからない。消費者／生活者ファーストは、必ずしも税務事務などと負担する事業者ファーストにはならないこともあるからだ。

（4）基礎的飲食料品へのゼロ税率導入で外食産業淘汰のフェイク？

わが国では、基礎的飲食料品へのゼロ税率導入は、外食産業に大きなダメージを与えるとの声もある。この点について、25年4月に、来日中のオーストラリアの税法研究者・勅許会計士・登録税理士のジャスティン・ダブナー博士（Dr. Justin Dubner）＊に意見を聞いてみた。

答えは、次のとおりである。

「基礎的な飲食料品へのゼロ税率導入で外食産業が淘汰されると煽るのは、短絡的である。単純に『食料品店は基礎的飲食料品の売上にかかる消費

税がなくなる一方、売上に10%課税される外食産業へのダメージが大きい」とは言えない。公定価格で動く経済ではなく、自由市場経済を基本としている国であれば、導入当初は別として、影響は少ないはずだ。食料品店もレストランも、小売価格の設定は、税負担をも織り込んだマネジメントの問題である。事実、基礎的飲食料品にゼロ税率を導入するオーストラリアで、外食産業がゼロ税率で打撃を受けたという事実は確認されていない。外食は、『嗜好』や『生活習慣』などの影響も大きい。それに、日本の場合、チップの慣習がない点も織り込んで考えないといけない。」

* ダブナー博士は、わが国の消費税制について、オーストラリアの GST との比較で、次のような論文を発表している。Dabner, Justin ---『The Japanese Consumption Tax Experience: Lessons for Australia?』[2002] JIATax 7; (2002) 5 (2) Journal of Australian Taxation 185

2 オーストラリアの GST:標準税率 (10%) + 基礎的な飲食料品ゼロ税率のデザイン

オーストラリアは、10%の標準税率の消費税 (GST=Goods and Services Tax) を導入している。また、飲食料品 (Food / Beverage) [+ 医療サービスや教育サービス] に対するゼロ税率 (domestic zero-rating) を導入している。

税制を複雑にする軽減税率 (reduced rates) は一切導入していない。

【表 5】オーストラリア GST 法上の逆進性解消策と対象取引一覧

標準税率	免税取引/ゼロ税率取引	非課税取引/仕入課税取引	軽減税率
10%	- 輸出 - 医療 - 基礎的な飲食料品* - 教育 - 国際運輸 - 非営利/公益活動 - 営農者間での農地取引	- 金融取引 - 居住用住宅の貸付 (ただし50年以上の長期貸付およびホテルのような事業用居住場所の貸付を除く。) - 居住用中古住宅取引 - 募金活動	なし

【表 6】免税取引/ゼロ税率取引と非課税/仕入課税取引比較 (\$)

《標準税率取引》 【Standard rate supply】	《免税取引/ゼロ税率取引》 【GST-free supply】	《非課税取引/仕入課税取引》 【Input taxed supply】
仕入 (input) 税率 [10%] 金額 (1,000) 税額 [100]	仕入 (input) 税率 [10%] (1,000) [100]	仕入 (input) 税率 [10%課税] (1,000) [100]
売上 (output) 税率 [10%] 金額 (1,500) 税額 [150]	売上 (output) 税率 [0%] (1,500) [0]	売上 (output) [非課税] (1,500) [Nil]
GST 申告税額 50	GST 還付税額 100	GST 仕入税額控除不可

(1) 免税 / 国内ゼロ税率取引 (GST-free supplies / Domestic zero-rating) の分析

免税取引/ゼロ税率取引 (GST-free supplies / domestic zero-rating) では、売上 (output) には 0% で課税される。したがって、仕入にかかった税額 (input tax) は、還付 (refund) を受けることが可能である (GST 法 38 条の 1)。これは、仕入課税取引 / 非課税取引 (Input-taxed supplies / Exemption) の場合とは対照的である。

免税取引 / ゼロ税率取引と非課税取引が混在する場合も出てくる (GST 法 9 条の 30 第 3 項)。例えば、金融取引の輸出 (export of financial supplies) である。この場合には、免税取引として取り扱われる。免税取引については、GST 法の第 38 部に詳しく規定されている。

(2) 飲食料品の定義

GST 法の第 38A 部は、免税取引 / ゼロ税率取引の対象として飲食料品 (food and beverages) を掲げている。GST 法で、例外的に GST をかけるものは別として (法 38 条の 2)、原則として、果実・野菜・魚・肉・卵・乳製品・パンのように、人間が費消する基礎的な飲食料品 (basic food and beverages for human consumption) は免税取引 / ゼロ税率取引とするルールに基づいている。

しかし、人間が費消する基礎的な飲食料品は免税取引 / ゼロ税率取引とはいっても、現実には、10% 対象か、それとも免税取引 / ゼロ税率取引となるのか、線引きが難しい場合も少なくない。

例えば、搾乳したばかりのミルクは、殺菌しないで市場に出荷できないわけで、人間が費消する基礎的な飲食料品には該当せず、10% が適用になる。

ちなみに、免税取引 / ゼロ税率取引に該当する「飲食料品 (food)」にあたるか、そうでない「例外 (exclusion)」、つまり 10% 税率が適用になるのかについて、GST 法の規定の仕方は図説すると、次のとおりである (法 38 条の 3)。

【表 7】免税取引/ゼロ税率取引の対象外となる飲食料品の要件

- ・ 飲食料品が、提供された (レストラン・販売店など) 以外の場所で費消されるかどうか。
- ・ 暖かい持ち帰り飲食料品 (hot takeaway food) かどうか、または、
- ・ 別表第 1 に掲げられた種類の飲食料品の提供かどうか。
- ・ 別表第 1 に掲げられた調理された食品・パン菓子 (食パンを除く)・ビスケット・ケーキ類・スナック菓子類・アイスクリームには、10% 税率適用
- ・ 別表第 2 に掲げられた免税取引 / ゼロ税率取引となる飲料 (お茶・コーヒー・ミルク・果実ジュースなど) 以外には、10% 税率適用

(3) GST 法のもとでのゼロ税率適用の実際

日本では、ゼロ税率の適用対象を限定するねらいから意図的に「輸出免税」といった名称が使わ

れたきらいがある。このことも影響してか、基礎的な生活必需品やサービスのようない国内取引に対してゼロ税率を適用するのは想定外という見方が強い。しかし、こうした見方は「世界の常識」ではない。

オーストラリアは、基礎的な生活必需品やサービスのようない国内取引に対して幅広くゼロ税率を幅広く採用している。例えば、オーストラリアのGST（物品サービス税）では、野菜がゼロ税率（0%課税）対象物品である（GST法38条の3第1項）。この場合、生産から最終消費者へ届くまでの各流通段階（food supply chain / distribution channels）での各事業者の、消費税（GST）の納税申告はどういったかたちになるのかが問われてくる。

ここでは、レタス（野菜）を例にして説明してみたい。

【表8】レタス（野菜）の生産から最終消費者へ届くまでの流通段階毎の取引の概要

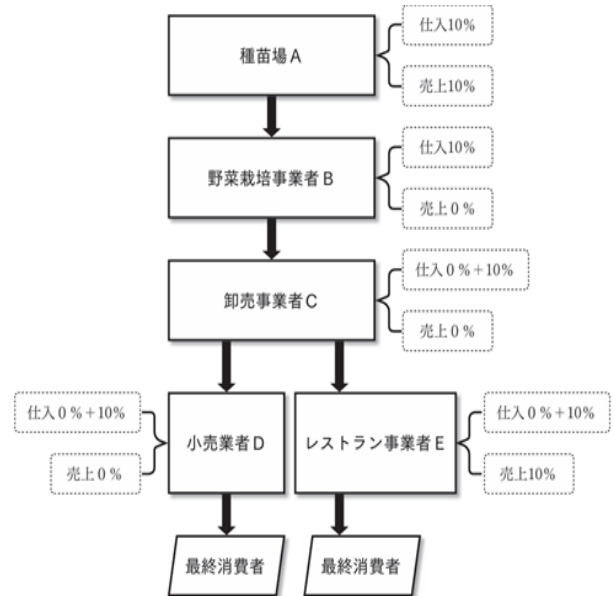
【設定条件】

- ①種苗場 A（消費税の課税事業者）がレタスの苗のパネットを市場向け野菜栽培事業者 B（消費税の課税事業者）へ販売するとする。この場合、栽培用の苗は、最終的に人の食用に消費されるとしても、課税対象（10%）となる。したがって、この段階での課税取扱は次のとおりである。
 - ・種苗場 A は、野菜栽培事業者 B に 10% で課税する。
 - ・野菜栽培事業者 B は、種苗場 A に支払った 10% を税額控除できる。
- ②野菜栽培事業者 B は、レタスを栽培し、人の食用としてレタスを卸売事業者 C（消費税の課税事業者）へ 0% 税率で販売する。
- ③卸売事業者 C は、レタスを小売業者 D（消費税の課税事業者）へゼロ税率で販売する。
- ④小売事業者 D は、最終消費者およびレストラン事業者 E（消費税の課税事業者）に対してゼロ税率で販売する。
- ⑤レストラン事業者 E は、レタスを人の食用サラダの一部として調理する。【当該サラダは、店内での食事または持ち帰りとして提供する。】
- ⑥レストラン事業者 E はサラダの価格に 10% の消費税をかけ、消費者へ販売する。

ここで補足的な説明を加えておきたい。通常、事業者の仕入には、ゼロ税率（0%課税）のレタス（野菜）だけではない。標準税率（10%）の適用対象物品やサービスも入ってくる。

したがって、ゼロ税率適用対象の野菜だけを最終消費者向けに販売していたとしても、「仕入税額（input tax）」には、実際には 0% と 10% 税

【表9】生産から最終消費者に届くまでの流通段階ごとのゼロ税率適用の構図



率適用対象物品やサービスが入ってくる。

その分は納め過ぎになることから、申告をして消費税（GST）の還付を受けることになる。（なお、ゼロ税率が適用になるには、取引者は課税事業者である必要がある。）

3 世界の消費税（VAT / GST）の「期間限定減税（時限減税）」事情

多くの諸国では、不況やインフレ、コロナウイルス禍、ウクライナ戦争などによる「経済状態の激変」の対応するために「期間限定」で消費税（VAT / GST）の計画減税（時限減税）を実施している。おおまかに一覧にすると、次頁【表10】のとおりである。

◆むすびにかえて～求められる消費者／生活者ファーストの消費税の税率選択

わが国では、「期間限定」の消費税（VAT / GST）の計画減税（時限減税）には、消極的な傾向が見られる。事業者の税務コンプライアンス・コスト増が強調され、その声が財政当局の税収源確保優先の声にマッチするかたちで拡大される傾向にある。

「消費税ソフトを替えるにはカネがかかる。だから消費税の時限減税には賛成できない」、「将来の税財源確保を考えると消費税減税にはにわかに賛成できない」、「インボイス制度廃止＋消費税廃止につなげるには、単一税率にするしかない」。どの声も、「なるほど」と思う。と同時に、どの

【表 10】世界の消費税（VAT / GST）の「期間限定減税」事情一覧（tentative）

国【標準税率】	減税の概要	期間（時限）	備考
ドイツ 【19%】	- 標準税率 19%を 16%に引下げ - 暖房用ガスに、19%に代え、7%の軽減税率適用	2020 年 7 月 1 日～ 12 月 31 日まで 2022 年 10 月 1 日～ 2024 年 3 月 31 日まで	
ギリシャ 【24%】	タクシーサービスに、標準税率 24%に代えて、13%の軽減税率適用	2024 年 10 月 31 日まで	
アイスランド 【24%】	標準税率を 2010 年に 24.5%から 25.5%に引上げ	2015 年に 24%に引下げ、 現在も継続	
アイルランド 【23%】	- 標準税率 23%を 21%に引下げ - 暖房用ガスに 23%に代え、9%の軽減税率適用	2020 年 9 月～ 2021 年 3 月まで 2024 年 10 月 1 日まで	
イスラエル 【17%】	標準税率を 2013 年に 18%に引上げ	2015 年に 17%に引下げ、 現在も継続	
ルクセンブルク 【17%】	標準税率 17%を 16%に、軽減税率 14%を 13%に、8%を 7%に、引下げ	2023 年 1 月 1 日～ 12 月 31 日まで	インフレ対策
ポーランド 【23%】	基礎的飲食料品に 0%税率適用	2022 年 2 月 1 日～ 2024 年 3 月 1 日まで	インフレ対策
ポルトガル 【23%】	- 肥料や土壌改良剤および家畜の飼料に 0%税率適用 - 一定量までの電力消費に対し 6%の軽減税率適用。6%税率を 2025 年 1 月 1 日から恒久化	2022 年 4 月 29 日～ 2024 年 12 月 31 日まで 2022 年 10 月 1 日～ 2024 年 12 月 31 日まで	ウクライナ戦争
スペイン 【21%】	4%の軽減税率が適用される普通パン、パン用小麦粉、各種ミルク、チーズ、卵、果実、野菜のような天然物に 0%税率適用 10%の軽減税率が適用されるオリーブ、オリーブ油およびパスタに 5%税率を適用 - 一定量までの電力消費に対し 10%の軽減税率適用。 - 天然ガス消費に対し 10%の軽減税率適用。 - その他	2024 年 6 月 6 日まで。その後 4%に復帰 2024 年 6 月 30 日まで。 2024 年の 1 年間 2024 年 1 月 1 日～ 6 月 30 日まで	
イギリス 【20%】	ヒートポンプや太陽光パネルなど各種省エネ資材に対する 0%税率適用	2022 年 4 月 1 日～ 2027 年 3 月 31 日まで	

* OECD, Consumption Tax Trends 2024 (2024) を使って作成

声も「消費者／生活者ラスト」になっているのではないかとも思う。

消費者／生活者は主食のコメの高騰に苦しんでいる。だが、政府や政治家は「食料安保を考えると、安価な外米への依存、開国は危険だ」という。現下の消費税減税論議は、どこかコメをめぐる「消

費者／生活者ラスト」の声に似ている。

しかし、グローバルに見ると、「期間限定」の消費税（VAT / GST）の計画減税（時限減税）は、きわめてポピュラーな減税手法であることがわかる。消費者／生活者ファーストの消費税制を求めるには、マインドコントロールを解く、あるいは

頭の切り替えが必要かも知れない。

ゼロ税率反対、軽減税率も廃止で、5%の単一税率の選択は、税率を恒久的に継続できる確信がない限り、「木を見て森を見ず」ではないか。5%の単一税率の選択が、時限でない場合はなおさらである。将来に禍根を残しかねない。

ちなみに、わが国の2025年度予算で、消費税

収はおおよそ25兆円だ。標準税率10%部分から20兆円、8%部分が5兆円。消費税率1%あたりの税収はおおよそ2兆円、軽減税率1%あたりの税収は6,250億円である。現行の範囲で飲食料品をゼロ税率にするにはおおよそ5兆円の減収になる。消費税率をすべて5%（単一税率）にした場合にはおおよそ12兆円弱の減収になる。

コラム 3

EU（欧州連合）の「規則」と「指令」の違い

EUには、さまざまな法的典拠がある。EUの付加価値税（VAT）、加盟各国が「期間限定」の消費税（VAT）の計画減税（時限減税）ができる仕組みを理解するうえでは、「規則」と「指令」の違いを知っておくことが、大事である。

①規則（regulation）| EUの「規則」は、加盟国の国内法に優先して、加盟国の政府や企業、個人に直接適用される。つまり、加盟国の政府等を直接的に拘束する。そのため、加盟国の国内立法は不要である。【例】一般データ保護保護規則（GDPR）[EUR-Lex-02016R0679-20160504 - EN-EUR-Lex (europa.eu)]

2009年12月のリスボン条約によってECは廃止され、今まで法の制定ができなかったEUは、法制定が可能なECの地位を継承した。規則の名称／表記は一樣ではない。やさしくまとめると、次のようになる。

欧州共同体（EC=European Community）→欧州連合（EU=European Union）

2009年末までは、例えば、Regulation（EC）

No 1466 / 97

2010年以降は、例えば、Regulation（EU）No 1173 / 2011

②指令（directive）| EUの「指令」は、加盟国政府に対して直接的な法的拘束力があるが、企業や個人には直接適用されない。個々の加盟国に効力を及ぼすには、加盟国の国内立法が必要である（EU条約249条3項・10条1項）。つまり、一定期間内（EU官報掲載後3年以内）に加盟国の国内法に置き換えないといけない。加盟国には一定の範囲内で立法裁量がある。【例】VAT第6次指令[2006年][EUR-Lex-f72bf230-db58-11eca95f-01aa75ed71a1-EN-EUR-Lex (europa.eu)]

つまり、EUの付加価値税（VAT）は、「指令」に基づいており、加盟各国が国内税法で細目を決める仕組みになっている。このことから、加盟各国は、VAT指令が法認する範囲内で、独自に国内付加価値税法で「期間限定」の消費税（VAT）の計画減税（時限減税）をデザイン／実施できる構図になっている。

【参考資料】

- ・石村耕治「オーストラリアの物品サービス税（GST）法制の分析」白鷗法学第22巻2号（通巻第46号）（2016）
<https://hakuoh.repo.nii.ac.jp/record/2012/files/KJ00010216819.pdf>
- ・石村耕治「消費税の今後：複数税率化と仕入税額控除」白鷗大学法科大学院紀要8号 <https://hakuoh.repo.nii.ac.jp/record/590/files/KJ00009610779.pdf>
- ・石村耕治「EU付加価値税における事業者の仕入税額控除権の分析～EUの租税法律主義の見える化、も射程に」2024年TCフォーラム研究報告2024年2号（2024年10月）
<http://tc-forum.net/wordpress/wp-content/uploads/2024/10/c4b8311a3b01bd910ce0eedc6d4fe63e.pdf>
- ・学校／教育サービスへの消費課税上の支援措置の見直し～ゼロ税率採用の是非の観点からの分析として、石村耕治「規制緩和時代の私立大学運営と税財政法務」獨協法学91号491頁以下参照
<https://dokkyo.repo.nii.ac.jp/record/323/files/P-095-D83h-91-5.pdf>
- ・日本医師会「平成25年度医療に関する税制に対する意見書」（2012年）https://www.med.or.jp/dl-med/teireikaiken/20120822_31.pdf
- ・篠原 正博「ニュージーランドのGST導入時における制度設計の議論」（2021年）
<https://www.chuo-u.ac.jp/uploads/2021/06/discussno349.pdf>
- ・NZ財務省の調査報告書 Christopher Ball, John Creedy and Michael Ryan, Food Expenditure and GST in New Zealand (2014) . Working Paper 14/07 - Food Expenditure and GST in New Zealand
- ・Alida van Klink, `How to Zero-Rate the GST on Food: Best and Worst Practice from the United Kingdom, Canada, and Australia,` (2012) SSRN How to Zero-Rate the GST on Food: Best and Worst Practice from the United Kingdom, Canada, and Australia by Alida van Klink, Chye-Ching Huang :: SSRN
- ・OECD, Consumption Tax Trends 2024 (2024) Consumption Tax Trends 2024 | OECD 他

問われるマイナンバー制度活用の「情報照会」

— マイナンバー制度を使った自治体による個人情報照会の実施状況へのコメント —

(2024年5月15日公表の会計検査院報告)

平野 信吾 (PIJ常任運営委員・税理士)

◆はじめに

私たちは、介護保険や児童手当さまざまな申請を自治体にする。自治体はこうした申請があった場合、多くの事務で、公的デジタルプラットフォームであるマイナンバー制度を使って個人「情報照会」(デジタル照会)をすることになっている。

2024年5月に、会計検査院は、「情報照会」の利用が低迷しているとの調査結果を公表した。この調査結果に対する新聞やNHKなどオールメディアの見方は分かれる。マイナンバー制度を使った「情報照会」をもっと使わないといけないとする意見が大勢である。

だが、自治体の現場では、事務によっては、マイナンバー制度を使った「情報照会」がむしろ重荷になっている。手動(マニュアル)／窓口対応の方が簡素で、効率的にできることも多い。デジタル照会は時間がかかる。エラーも出る。普段ほとんど利用がない。こうしたことが主な理由のようだ。

この問題の背景には、国の役人によるマイナンバー制度設計が、いわば「大風呂敷」なことがある。ペイするかどうか、住民の利便性は後回し。現場を知らず、本当に必要な事務を厳選したうえでデジタル照会の対象にしていない現実がある。

人口減、縮むコミュニティ問題は各地で深刻だ。社会の高齢化でデジタルデバインド(情報技術格差)が拡大する一方だ。だから、自治体は、事務のデジタル化に加え、紙対応、窓口業務をやめるわけにはいかない。結果、自治体の行政事務負担は増える一方である。

デジタル化で、むしろ行政の事務量が増えるのは、本末転倒である。にもかかわらず、デジタル庁や国の役人の姿勢は、イケイケドンドンである。明らかに「制度づくりが目的化」している。

サービスを受ける国民／住民がのけものにされ、強引に進められているマイナ保険証は典型だ。このほど、後期高齢者保健に関し、厚生労働省は、資格確認証の一斉送付を決めた。行政府の役人に追従する政治の問題点が浮き彫りになる。「やったふりするだけ」、「言うだけ番長」の野党も存在意義が問われる。

むしろ、利用度の低い事務は、思い切ってデジタル照会を止め、紙(窓口)対応一本にすべきだ。「コンパクトシティ」ならぬ、「コンパクト・デジタル化」の発想が必要だ。

血税のムダ使いにつながる非効率なマイナンバー制度を使ったデジタル個人「情報照会」は思い切って止めないといけない。その分を、消費税減税財源の一部に回すのが賢明だ。

◆はじめに

《「情報照会」とは》

《利用が低迷する「情報照会」》

《血税の濫費を止め、消費税減税財源をうみだすために、過大、ムダなデジタル化策を整理する》

《過大なデジタル化の重荷からの自治体職員や国民(住民)負担増からの解放》

《国の役人は、自治体の現場でのリスクリング(学び直し)が要る》

《そもそも、国民は際限なくエスカレートするマイナンバー制度を歓迎していない》

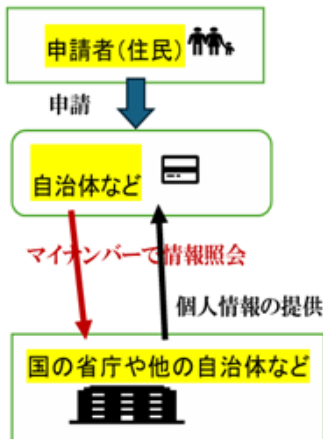
《「情報照会」とは》

・「情報照会」とは、自治体など行政機関が、行政手続の申請があった場合、情報提供ネットワー

クシステム(情報提供NWS)を通じて、申請者本人のマイナンバーを使って、その行政手続に必要な住民などの個人情報やりとりすることを指す。

■マイナンバー（個人番号）による自治体などからの「情報照会」のイメージ

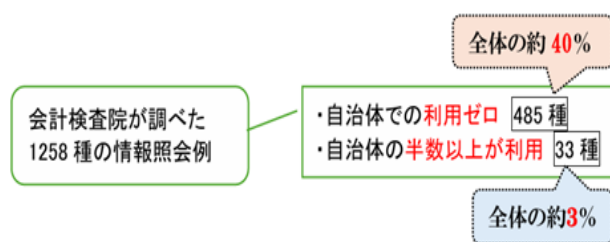
【情報提供ネットワークシステム（情報提供 NWS）】



《利用が低迷する「情報照会」》

- ・会計検査院によるマイナンバーを使った個人「情報照会」実績調査〔2022 年度の利用状況・2024 年 5 月 15 日報告公表〕によると、地方税や年金給付、介護保険、児童手当など 1258 種の行政手続中、約 40%（485 種）で、情報照会利用実績はゼロであった（https://report.jbaudit.go.jp/org/pdf/060515_zenbun.pdf）。一方、自治体の半数以上が利用しているのは、国民健康保険など 33 種の事務で、全体の 3%を占めるに過ぎない。

■会計検査院調査結果から見た低迷する「情報照会」の利用状況



- ・ちなみに、会計検査院による 2022 年 10 月公表の「生活保護関連」の「情報照会」利用についての調査でも、約 2 割（175）は、利用実績なしであった。
- ・会計検査院利用調査は、2022 年度実績をベースとしている。その後、2024 年度実績では、「情報照会」の利用率に改善が見られるのであろうか？
- ・本来ならば、住民は、行政の窓口でマイナンバーカードを持参すれば、申請手続きができるはずで

ある。しかし、手数料を払って住民票の写しを提出するなどの負担が生じている。これでは、行政のデジタル化／DX（デジタル・トランスフォーメーション）化、「情報照会」の活用で、行政が効率化するという政府の考え方には大きな疑問符がつく。フェイクではないか？

《血税の濫費を止め、消費税減税財源をうみだすために、過大、ムダなデジタル化策を整理する》

- ・会計検査院報告結果から、「情報照会」制度の利用が低迷する状況にあることがわかる。これは、見方を変えると、血税がジャブジャブつぎ込まれ、制度設計が明らかに「過大」になっているからではないか？
- ・自治体事務の現場では、紙とデジタルの両方で提供しないといけないことも多いようだ。デジタル個人「情報照会」利用がむしろ現場の事務負担を過大にしているのが実情である。また、窓口（対面）で「住民から紙の書類提出を受ける方が効率的」な事務が実に多い。
- ・「情報照会」についても、自治体独自の事務については、情報提供 NWS を使わなくてもよいのではないか？むしろ、自治体事務の簡素化には、官製のマイナンバー制度の利用を限定する方がベターな政策だと思う。
- ・民間だと、「サービスをデジタル化しても、利用がないと、ペイしないから止めよう」となる。ところが、官／行政だと、「利用がなくとも、ストップがかからない」。「スクラップ・アンド・ビルド」の発想がない。競争がないから、血税のムダ使いが止まらない。
- ・自治体が創意工夫し、マイナンバー制度を使わない簡素な本人確認やネット申請システムを開発・利用しようとしても、国がストップをかけ潰してしまうケースも散見される【東京都渋谷区のケース】。しかし、民間活力をもっと積極的に利用すべきである。
- ・与党は財源がないから、消費税減税ができないという。しかし、マイナンバー制度は、「制度づくりが目的化」してしまっている。行政の効率化、住民の利便性につながっておらず、過大で、ムダ使いにつながるデジタル化策を放置してはいけない。
- ・「マイナンバー制度の事業仕分け」をして、ムダな経費や補助金支出を削減し、減税財源の一部

に充てるべきだ。「塵も積もれば山となる」。「役所ファースト」ではなく「国民・納税者ファースト」に政策の切り替えが要る。

- ・ちなみに、わが国の2025年度予算で、消費税収はおおよそ25兆円だ。標準税率10%部分から20兆円、8%部分が5兆円。消費税率1%あたりの税収はおおよそ2兆円、軽減税率1%あたりの税収は6,250億円である。現行の範囲で飲食料品をゼロ税率にするにはおおよそ5兆円の減収になる。消費税率をすべて5%（単一税率）にした場合にはおおよそ12兆円弱の減収になる。

《過大なデジタル化の重荷からの自治体職員や国民（住民）負担増からの解放》

- ・人口減、縮むコミュニティも少なくない。一方、人口の高齢化が著しく、自治体事務も、「デジタルデバイド（情報技術格差）」に積極的に対応しないといけなくなっている。つまり、「デジタル化しても、窓口（対面）での事務」をなくすわけにはいかない。
- ・しかし、こうした「負の連鎖」にストップをかけるには、「住民の利便性ファースト」の政策に切り替えが必要である。つまり、いったんデジタル化した事務でも、利用実績のないものについては見直し、思い切って紙（窓口）対応一本にしないといけない。これによって、利便性の向上に加え、デジタル化費用の国民（住民）負担を減らさないといけない。「コンパクトシティ」ならぬ、「コンパクト・デジタル化」の発想が要る。デジタル化で行政が肥大化する？ののでは、本末転倒である。
- ・自治体職員を、国からの押し付けのデジタル化の重荷から解放しないといけない。でないと、職員が集まらなくなる心配がある。事実、限界自治体では定員の職員を集められなくなっている。公権力を行使する職員は日本人でないとけない。IT／デジタルに強いとしても、外国人を雇うのは、法律上も至難である。

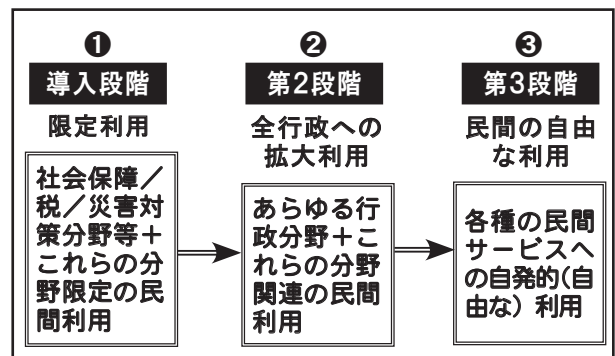
《国の役人は、自治体の現場でのリスクリグ（学び直し）が要る》

- ・デジタル庁など国の役人は、自治体現場をよく理解できていないのではないのか？ デジタル化需要の少ない自治体の現場で実際に働いて、デジ

タル化の必要性／実需の体得、学び直し（リスクリグ）が必要である。

- ・デジタル庁職員などデジタル化事務にかかわる国の担当者は、必ず自治体のデジタル行政の現場で1～2年働くことを義務づける仕組みをつくらないといけない。これは、「ボトムアップの行政のデジタル化」を進めるには必須の政策である。
- ・国の担当者が現場感覚を養うことにより、「上から目線」、「住民にフレンドリーでない」行政のデジタル化にストップをかけられるようにしないといけない。

《そもそも、国民は際限なくエスカレートするマイナンバー制度を歓迎していない》



- ・わが国政府は、マイナンバー制度の利用【①導入段階 限定利用＋②第2段階 全行政への拡大利用＋③第3段階 民間の自由な利用】をエスカレートさせている。住民の利便性無視のマイナ健康保険証、マイナ免許証、相続時サービス、国家資格確認、金融口座付番など官民にわたる国民のデータ監視は危険な水域を越えている。

マイナ保険証 利用登録解除



(Public use)

- ・いまや、危険な背番号監視が家庭の中に入ってきている。利用制限を急がないといけない。でないと、この国は、確実に、近隣の大国以上に自由のないデータ監視された権威主義国家、「デストピア」になる。
- ・マイナンバー廃止法案の成立が急がれる。

2025 年度 PIJ 定時総会記念講演

マイナンバー廃止法案の成立を急ごう！！

共通番号（マイナンバー）制度反対運動再興の視点

官製のデジタルID／デジタルマイナンバーの危険な使われ方
「デストピア」づくりのツール、マイナンバー制度を廃止しよう！

石村 耕治（PIJ代表・白鷗大学名誉教授）

《レクのポイント》

- マイナンバー（個人番号）制度は、この国を「デストピア」（データ監視国家）にするツール（道具）、まさに国民の自由を抑圧する国民総背番号制である。
- わが国政府は、マイナンバー制度の利用【①導入段階 限定利用＋②第2段階全行政への拡大利用＋③第3段階 民間の自由な利用】をエスカレートさせている。マイナ健康保険証や免許証、相続時サービス、国家資格確認、金融口座付番など官民にわたるデータ収容所列島化は危険な水域を越えている。
- いまや、危険な背番号監視が家庭の中にまで入り込んできている。廃止を急がないと、確実に、この国は、隣の大国以上に自由のないデータ監視された権威主義国家、「デストピア」になる。
- 行政サービスは、①対面・リアルに加え、②ネット・デジタルの両方で提供するのが世界の流れである。②ネット・デジタルでの行政サービス提供にあたっては、スマホなどモバイル端末でデジタル行政サービスを受ける市民の権利ファーストが世界の流れである。
- 行政サービスを受ける場合のID[身分証明]には、①対面用・リアルIDと②ネット用・デジタルIDがある。
- 官製マイナICカードには、①官製の対面用・リアルID（12桁の個人番号）＋②官製のネット用・デジタルID（JPKI・公開鍵方式）の両方が入っている
- デジタルIDには、①官製デジタルIDのほか、②民間デジタルIDがある。その仕様はさまざまである。
- わが国は、①官製デジタルIDを官製（マイナ）ICカードに格納して使う仕様を採用している。しかし、他のG7諸国などでは、官製のICカードの交付を止めている。ネット上

の公式アプリストア（Apple Store, Google Play）にアクセスし、それを開いて、画面を見ながら、自分の基本情報その他必要情報を入力する仕様。自分用のデジタルIDを生成し、認証されれば、それをスマホに直接格納できる仕組みなわけだ。ところが、わが国ではそれができない。つまり、わが国のマイナカードを取得し、スマホでカード内容を読み取る方式は確実に時代遅れのやり方である。

- 仮に官製デジタルIDを継続するにしても、公式アプリストアから取得する仕組みにし、対面でのICカードの交付・デジタルIDの取得はやめないといけない。でないと、血税の垂れ流しをストップできない。
- 「官製のデジタルIDで官民のデータを国家がトータルに監視／オール・イン・ワン（all in one）」政策や共通番号は、利便性が高い？は、役人の勘違いだ。むしろ「国民総背番号制」、データ監視国家、権威主義国家、データ収容所列島化「デストピア」につながる。国民の自由や人権を串刺しにし、むしろむしむし組みだ。
- わが国は自由を謳歌できる大国とらないといけない。このためには、危険な「デストピア」につながるマイナンバー制度は即廃止し、行政の対面用・リアルIDや番号、ネット用・デジタルIDについては、行政分野ごとの個別の番号（限定番号）を使い、かつ、行政のデジタルIDには民間のものを使うべきである。
- マイナンバー制度を役人のやりたい放題にしておくことは、この国の自由闊達な経済や市民社会をデータ監視国家、「デストピア」に変容させる。このままマイナパンデミックを放置してはいけない。やりたい放題の役人の暴走を止めないといけない。でないと、データ収容所列島化が進み、これまで以上に個人や家庭のなかにまで背番号監視が浸透する。自由闊達

な経済や寛容さを大事にしてきた伝統的な市民社会は壊れてしまう。政治の出番である。

- 今まさに求められるのは、`マイナンバー制度をガラガラポン／リセットにする、`「マイナンバー廃止法案」を出し、成立させることで、この問題に正面から対峙できる政治家・政党である。リップサービス、やったふりの政治家は要らない！

- 「デストピア」づくりのツール、マイナンバーを廃止し、この国の経済や国民を開放し、自由 (liberation) にしないといけない。廃止の筋道をつけるには、SNS (ソーシャルメディア) のようなニューメディアによる推し活 (fandom)、`ネットを使った辻説法、も欠かせない。推し活はマイナンバー廃止プロセスで重要な役割を果たす。

《コンテンツ》

1 デジタル化 (DX) とデジタル ID の所在

- (1) デジタル ID の所在～リアルとデジタルの 2 つの本人確認方法
- (2) どのような個人用デジタル ID の技術仕様があるのか
- (3) 官製デジタル ID か、民間デジタル ID か？
- (4) 国民総番号制～エスカレートする政府の「デストピア」構想
- (5) 災害時または相続時における預貯金口座に関する情報の提供制度
～ 2021 年デジタル改革関連法

①公金受取口座の登録の義務づけ

②政府の「災害時／相続時サービス」とは

(6) わが国のガラパゴス化した官製 IC カードを使ったデジタル ID 政策

(7) わが国での所得税申告／申請でのデジタル ID の選択

2 税務のデジタル化と憲法 25 条の生存権

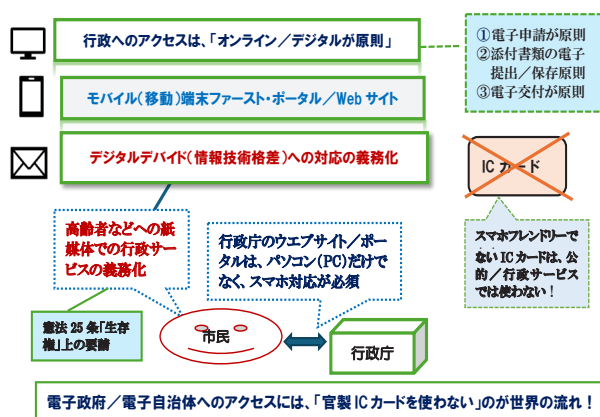
3 デジタル ID を取り巻く諸課題とは

◆むすびにかえて～今、なぜ、「マイナンバー廃止法案」が急がれるのか

1 税務のデジタル化 (DX) とデジタル ID の所在

- ・デジタル化 (DX) が進み、今日、世界の流れは、「モバイル (スマホやタブレットなどの移動) 端末」で、電子政府／電子自治体の行政サービスを受けられることが、市民の権利であるとされる。いまや、「スマホで電子政府が国際標準」。以前は「固定された「パソコン (PC) で電子政府が国際標準」であった。

【表 1】世界の流れ～モバイル端末でデジタル行政サービスを受ける市民の権利保障



(1) デジタル ID の所在～大きくリアルとデジタルの 2 つに分かれる本人確認方法

- ・デジタル化 (DX) の嵐が吹き荒れている。社会、経済のあらゆる部門で DX の影響は避けられない。こうしたなか、「デジタル ID (digital identity)」のあり方が注目を浴びている。
- ・もっとも、「デジタル ID ?」と言われれば、戸惑う人も少なくない。私たちは、常日頃、スマホのアプリやパソコン (PC) のソフトを使っている。その際に「ログイン ID / アカウント ID」と「パスワード」などを入力する。これが「デジタル ID」である。
- ・「デジタル ID」は「デジタル本人確認」ともい

【表 2】マイナ IC カードは「官製の対面用リアル ID + 官製のデジタル ID」兼用

- ①対面で使うリアル ID (目に見える空間の本人確認で使う ID)
- ②デジタル ID (目に見えないネット空間の本人確認に使う ID)

官製のリアル&デジタル兼用 ID / マイナ IC カード



う。「ID／アイデイ (identification)」は英語で、日本語では「本人確認」、「身分証明書」とかいう意味である。

(2) どのような個人用デジタル ID の技術仕様があるのか

- ・安全にオンラインで情報のやり取りをするには、お互いに本人であるかどうかを確認することが重要である。なりすまし犯罪やサイバー攻撃、プライバシー漏洩などを防ぐためである。
- ・データセキュリティ (安全) 対策で、個人用の「デジタル ID」、「デジタル本人確認」に現在利用されている技術仕様 (方式) とその長短を、おおまかに一覧にすると、次のとおりである。

【表 3】データセキュリティ対策で個人用のデジタル ID に利用される技術仕様

技術仕様 (方式)	導入コスト	利便性	なりすまし 対応度	マイナス面
① ログイン ID・パスワード	低	高	中	安全度が中程度
② 公開鍵式 [PKI / 電子証明書]	中	低	高	運用が煩雑
③ 生体認証 (顔・虹彩・指紋など)	高	高	高	容認度が低い
④ 二次元コード	高	高	高	PC 対応に難あり
⑤ ワンタイムパスワード	高	高	高	コストが割高
⑥ ブロックチェーン (暗号資産) 式	—	—	高	技術開発途上

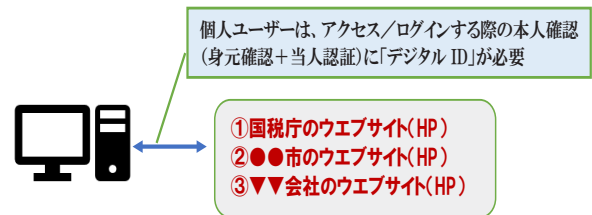
(3) 官製デジタル ID か、民間デジタル ID か？

- ・デジタル ID は、①公的ウェブサイト／HP はもちろんのこと、②民間企業のウェブサイト／HP にアクセス／ログインする際の本人確認に使われる。
- ・わが国では、個人が①公的ウェブサイト／HP にアクセス／ログインし、住民票など一定の個人情報を受受する際に、特定のデジタル ID (公開鍵／PKI) が搭載された官製のマイナンバー IC カードで本人確認をすることが強制される。(一方、例えば、市の水道局の水道料金確認ウェブサイト／HP へのアクセス／ログインには、マイナ IC カード (官製デジタル ID) ではなく、民間デジタル ID が使われている。)
- ・他の G7 諸国では、こんな時代遅れの官製 IC カー

ドを使っていない。仮に特定の技術仕様のデジタル ID を採用しそれを国民に強制するにしても、そのデジタル ID をスマホに直接搭載するのが世界標準になっているからだ。スマホを持っていない人だけに紙の ID カードないしプラスチック ID カードを配ることで済むからだ。

- ・この点、例えば、アメリカでは、①公的ウェブサイト／HP、②民間企業のウェブサイト／HP を問わず、すべてのウェブサイト／HP アクセスする際に、民間企業のデジタル ID が使われている。

【表 4】官製デジタル ID & 民間デジタル ID の使い分け

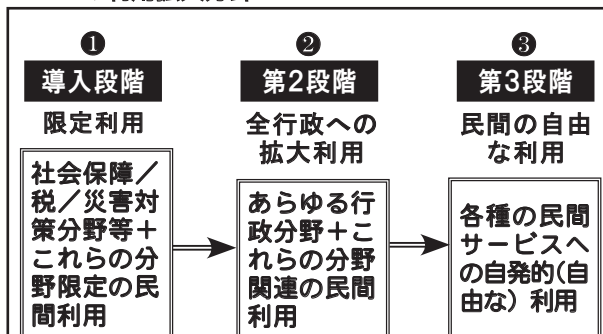


- ・①国税庁のウェブサイト (HP) では、①ログイン ID・パスワード、またはマイナンバーカードに搭載された② PKI (公開鍵・電子証明書) の技術仕様が使われている。
- ・②●●市のウェブサイト (HP) では、住民票のオンライン申請など「法令等で本人確認について定めのあるサービス」では、マイナンバーカードに搭載された② PKI (公開鍵・電子証明書) の技術仕様が使われている。一方、防災や水道料金確認アプリなど「法令等で本人確認について定めのないサービス」などでは、①ログイン ID・パスワードが使われている。
- ・③▼▼会社のウェブサイト (HP) では、①ログイン ID・パスワードが使われている。
- ・なお、「デジタル ID」には、「官製デジタル ID」(マイナ IC カードに搭載された公開鍵(PKI))と「民間デジタル ID」がある。この点の違いをしっかり理解する必要がある。
- ・でないと、政府／デジタル庁が、民間のデジタル ID を排除し、マイナ IC カード (官製デジタル ID) を「法令等で本人確認について定めのないサービス」(後記【表 5】③) 分野にまでエスカレート利用させようとしているのか、つまり「官製のデジタル ID で列島を覆う危険なデータ監視国家づくり」をしようとしているのか、が理解できなくなる。今もってマイナンバー反対のムシロ旗を掲げるガラパゴス化した市民運動しかできなくなってしまう。

(4) 国民総背番号制～エスカレートする政府の「デストピア」構想

- ・政府は、マイナンバーカードに搭載された官製デジタル ID である② PKI (公開鍵・電子証明書) の利用を、以下のような計画で、拡大する方針である。

【表 5】政府のマイナンバー (PKI 式) 官製デジタル ID の利用拡大方針



①導入段階

〔限定利用〕「法令等で本人確認について定めのあるサービス」での利用、つまり、リアル空間でのマイナンバーおよびオンラインでのマイナ IC カードに搭載された PKI (公開鍵／電子証明書／電子署名) の技術仕様をデジタル ID としての利用の義務は、社会保障／税／災害対策分野等＋これらの分野限定の民間利用に限定される。法認された利用目的を超えたマイナンバーおよび PKI のデジタル ID としての利用強制は違法。だが、この違法利用には刑事罰がない。被害者が民事訴訟 (損害賠償) で争えるだけである。

②第2段階

〔全行政への拡大利用〕では、例えば、国家資格・自治体の会議室、市民会館、図書館などの施設使用などにもマイナカードの提示や、施設使用のオンライン申請の時のウェブサイトへのログインの際に、マイナ IC カードに搭載された PKI 技術仕様をデジタル ID として利用することを義務化できることになる。

* マイナンバーで連携する「国家資格等情報連携・活用システム」による資格管理事務の拡大。2025 年 3 月 7 日閣議決定された法案は「デジタル庁サイト」参照 (<https://digital-gov.note.jp/n/n15030e2601fb>)

③第3段階

〔民間の自由な利用〕「法令等で本人確認について定めのないサービス」分野での自由な利用では、例えば JR など民間鉄道会社が定期券購入者や、小売業者がたばこや酒類の購入者にマイナンバーの提示を求めることができるようになる。大学や企業が学生証や社員証番号として活用することも可能になる。金融機関など一般の民間企業が、オンラインの個人ユーザーに対して、その企業のウェブサイトへのリモートアクセス／ログインの際に、マイナ IC カードに搭載された PKI の技術仕様をデジタル ID として利用するように求めたとしても、違法でなくなる。

- ・「官製のデジタル ID で官民のデータを国家がオール・イン・ワン (all in one) で監視する」政策や共通番号は、利便性が高いと見るのは役所社会主義の発想だ。むしろ、「国民総背番号制」、データ監視国家、権威主義国家、データ収容所列島化／デストピアにつながり、自由や人権を串刺しにし、むしろむしむ仕組みだ。

- ・やはり、民間デジタル ID、リアル ID や番号についても、行政分野ごとの個別の番号 (限定番号) を使うべきである。時代遅れの背番号 IC カードの普及で、兆円単位の血税を浪費し、ポイントで人権を取引する政府・国民のレベルが問われる。

【表 6】①導入段階での官製の個人番号 (マイナンバー) の利用分野のあらまし

社会 保 障 分 野	年金分野	年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用
	労働分野	雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用
	福祉・医療・その他の分野	医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用
	税分野	国民が国／地方の税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等
	災害防災分野	被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用
その他自治体条例 (独自利用条例) で定める事務 例えば、①住民票の交付事務ほか、②子どもの医療費助成関係事務、③ひとり親等の医療費助成関係事務、④高齢者の医療費助成関係事務、⑤就学援助関係事務 (小・中学校向け)、⑥幼稚園就園奨励費関係事務などの利用が想定される。		

* 国民全体に対する背番号 (個人番号) での串刺し (紐づけ) は、現在、拡大中

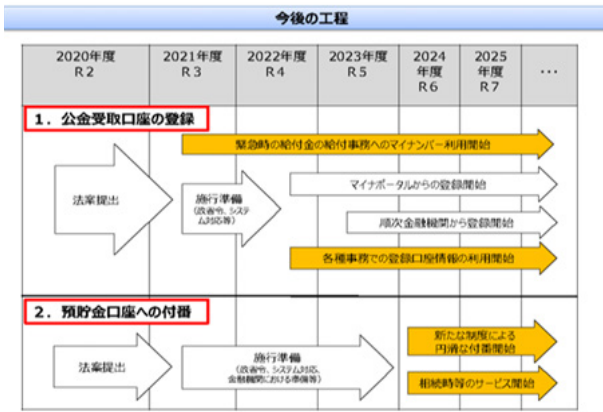
(5) 災害時または相続時における預貯金口座に関する情報の提供制度～2021 年デジタル改革関連法

①公金受取口座の登録の義務づけ

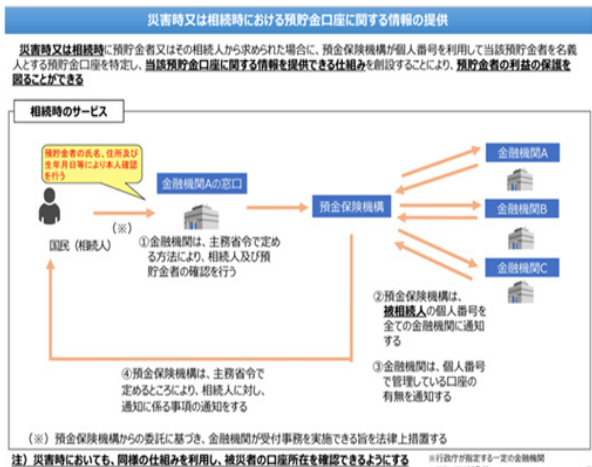
- ・2021 年に成立したデジタル改革関連法では、国民 1 人 1 口座を原則に、個人の預貯金口座にマイナンバーの付番を義務付けた。

②政府の「相続時サービス」??

- ・加えて、預貯金者の意思に基づくマイナンバーを使った預貯金口座管理制度がつくられ、預貯金口座管理法が制定された (2024 年 4 月 1 日制定)。この制度は、災害や相続に備えて、あらかじめ本人の意思で、「預金保険機構」が、すで



にマイナンバーが付番された口座以外の口座に付番するサービスをするものである。通称で「相続税サービス」と呼ばれる。本当のことを言えば、国民にかわり、国家が背番号であらゆる金融口座情報を監視してあげる、という余計なお世話サービスである。家庭の中にまで深く入り込もうとするマイナンバー制度は、まさにデストピアづくりのツールそのものである。



(6) わが国のガラパゴス化した官製 IC カードを使ったデジタル ID 政策

- ・ G7 諸国には、官製 IC カードがないと、主要な行政サービスをオンラインで受けられないような不便な国は、わが国以外にはない。
- ・ 電子政府のグランドデザインにおいては、デジタル行政サービスはスマホやタブレットのようなモバイル（移動）端末フレンドリーなウェブサイト／HP でないといけないというのが基本ルール、世界の常識になっていることが無視されている。
- ・ IC カードは、IC カードリーダーが必須になる。スマホのようなモバイル端末でオンライン行政サービスを受けようとする市民には、きわめて不便になる。
- ・ 官製 IC カードの取得を強要するデジタル化政

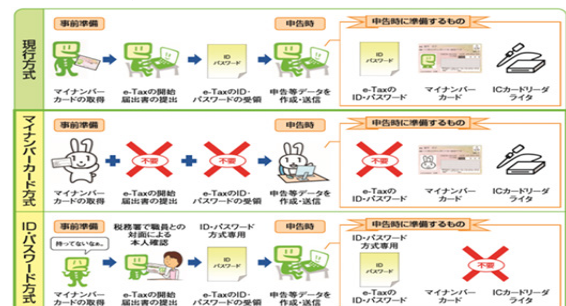
策は明らかにガラパゴス化している。

- ・ 世界的にみると、わが国のように官製マイナ IC カードを取得しないと、オンラインで主要な行政サービスが受けられないようにしようとする政策は、時代遅れ、異様である。国民もマスメディア、市民団体も、官製経済のなかで活動してきたこともあり、この辺について十分理解ができていない。
- ・ 市場主義を基礎とする経済社会のなかでのデジタル ID のあり方、とりわけ民間デジタル ID の利活用が、データ監視をベースとした権威主義国家にストップをかけるのに重要な役割を果たすことになることを、しっかりと理解しないとイケない。
- ・ 市民が、急激に進展するデジタル化（DX）の大波のなかで、デジタル ID ／デジタル本人確認とは、民主主義国家体制の維持には、どのような役割を果たすツール（道具）なのかを認識しないとイケない。
- ・ 市民のデジタル ID に対する知見が豊かでないと、今の政権で、官製のマイナカードに搭載されたデジタル ID の監視ツールを使い、現場を重視せず、権威主義国家づくりを強引に進めようとするデジタル参謀が率いる令和の悲惨なインパール作戦は、止められない、止まらない。

(7) わが国での所得税申告／申請でのデジタル ID の選択

- ・ わが国の国税庁は、個人納税者（所得税）の電子申告・電子申請で、官製マイナ IC カード格納の「公開鍵」方式のデジタル ID の利用を原則としている。ただし、特例として「ログイン ID + パスワード」方式の選択を可能としている。

【表7】所得税の電子申告では2つのデジタル ID の選択が可能



- ・ すなわち、納税者が望めば、特例として、ログイン ID + パスワード式のデジタル ID の利用が可能。例えば、アメリカでは、ID + パスワード方式。官製 IC カードとカードリーダーが必須の電子申告／電子申請など、納税者は絶対に「No ! (ノー)」である。

コラム 1 政府／デジタル庁によるマイナンバー ID の利用拡大実証実験の実情

政府／デジタル庁などのキャッチは、「人にやさしいデジタル化」とか、「一人も取り残さないデジタル化」の推進である。対面の証明書発行・確認機関を省くことで、人件費の削減と利用者の利便性を向上し、人口減少社会に対応できるという。口当たりの良いPRではある。ただ、民主国家が後退し、24 時間データ監視国家化、常時人権侵害が危惧される。

周知のように、政府／デジタル庁は、すでに12 桁のマイナンバー ID カードおよび官製デジタル ID である JPKI を格納した健康保険証や運転免許証を政府のトータルな監視システムに乗せた。

政府／デジタル庁の次のターゲットの1 つは、「学生証への官製のデジタル ID の装着、マイナンバーカード化である。すでに実証実験に入っている。

わが国では学生が鉄道や大学の窓口で学割切符を買うことができる。この制度を餌食に、デジタル庁はマイナンバーを使った本人確認の実証実験を繰り返している。

在学を証明するデジタル証明書を「Verifiable Credential (VC)」として学生のスマホに格納するかたちでデジタルウォレットに発行し、学生であることを確認する仕組み。「スマホ格納が原則」になるのではないかな？

西日本旅客鉄道株式会社（JR 西日本）が運営するサービスでは、学生は発行された VC を使って学割を受け、チケット顔認証システムないしスマホを提示しゲートウェイ（改札）を通過して入場する。

JR 西日本は、大阪に本社を置く。大阪大学と連携し、学生へのサービスメリットの実証やスキームの改善を進めていくという。こんな連携を進めるのでは、大学はもはや「自由や人権の府」ではないのかも知れない。

将来的には、割引需要が高いことから、WESTER ID

（JR 西日本の共通 ID）を含め、資格証明や本人確認のためのマイナンバー ID の活用を率先して実施していく方向だという。

また、地域インフラを支える JR 西日本は、NTT コミュニケーションズと伊藤忠テクノソリューションズの支援を受け、国内の鉄道事業者として初めて、デジタル社会に必要なインフラをサービスとして提供する。JR 西日本は、1 つの ID で MAB に参加する様々な自治体や企業のサービスにアクセスできる ID サービス「MAB(Mobility Auth Bridge)」を提供している。

アメリカに本拠を置く OpenID ファウンデーション (OIDF) と OpenID ファウンデーション・ジャパン (OIDF-J) は、有志の民間事業者を集めてタスクフォース（作業部会）を設置し、デジタル庁の協力も得て、この民間デジタル ID ガイドラインを策定する作業を行った【CNN ニュース 113 号 参照】。(https://www.openid.or.jp/blog/2024/04/oidf-j-wg.html)

OIDF-J は、検証可能なクレデンシャルを使った学生向け実装のパイロットプロジェクトを協賛している。JR 西日本および国立情報学研究所による日本での産学共同の推進を歓迎している。

政府は、OIDF が提供する技術仕様の適切な実装を検証する認証プログラムの開発に対して OIDF と OIDF-J に資金を提供している。

デジタル庁の岸信千代デジタル担当大臣政務官は、OIDF-J と引き続き協力し、「社会実装や国際協力の可能性を探る」とアナウンスしている。デジタルに弱い多くの政治家、政党は、もう追い付いていけない。テクノリベタリアンや行政に主導されたこの国のデジタル政策は、民主主義国家では当り前の自由や人権が後退し、権威主義国家、デジタル監視国家にまっしぐらである。

【表8】 デジタル ID での日米の政治姿勢の格差

【日本の電子政府モデル】 国民をトータルにデータ監視するツールとして、官製のデジタルIDを、官民のウェブサイト(デジタルプラットフォーム)のアクセス/ログインにできるだけ幅広く使わせる。血税をジャブジャブ注ぎ込んで、国民全員の時代遅れのマイナ IC カードを持たせる。

【アメリカの電子政府モデル】 連邦や諸州の行政のウェブサイト/HP(デジタルプラットフォーム)へのアクセス/ログインには、市場競争で磨かれた最良の民間のデジタル ID を使う。政府は、スマホ全盛時代でガラパゴス化した官製の IC カードを発行しない。血税のムダ遣いはしない。

・いまや、スマホなどモバイル端末を核として電

子政府 (e-Gov) をつくるのが世界の常識である。G 7 の諸国では、たぐみなデジタル ID の選択で、個人の電子申告に、官製 IC カードは使っていない。

2 税務のデジタル化と憲法 25 条の生存権

・住民票の写しが欲しいとする。以前は市町村役場に出かけて行って対面（リアル）で申請する、あるいは郵送で申請するしかなかった。しかし、デジタルシフト（デジタル化）が急激に進み、今日では、インターネットを使いパソコン（PC）ないしスマホなどから市町村のウェブサイト／

コラム 2

G7 諸国では官製 IC カードは使っていない。マイナカードは要らない

モバイル端末が大きく開花し、物理的な IC カードは不要、IC カード機能はスマホに直接搭載する時代に入っている。マイナ IC カードは、明らかに時代遅れ、ガラパゴス化している。G7 の諸国で、官製の IC カードを発行し続けているのは日本だけだ。

アメリカでは、連邦の省庁や州政府が、デジタルプラットフォーム（ウェブ）を使ってオンラインでさまざまな行政サービスを提供している。この場合、個人がウェブ／HP にログインする際に使うデジタル ID については、連邦や州の行政当局はどここの民間 IT 企業が開発・販売するデジタル ID を使おうと自由である。市場主義が徹底されているからだ。

ところが、わが国では、総務省が官製のマイナカードに入った PKI（公開鍵／電子証明書）技術仕様のデジタル ID の利用を強制する。この官製のデジタル ID の利用をさらに広げようと画策している。

2020 年 9 月に、東京都渋谷区は、住民票のオンライン申請システム（<https://app.box.com/s/z9uc3ezb7d2htz2vvm7e3yio04buogOf>）に、民間 IT 企業（Bot Express 社）が開発した個人用デジタル ID を採用することを決めた。この民間デジタル ID は、SNS のライン（LINE）、「ログイン ID + パスワード + 顔認証」の技術仕様を使うものである。官製のマイナカード（PKI（公開鍵）技術仕様）は使わない。ところが、同区がその申請システムの利用を開始しようとしたところ、その寸前に、総務省が強引に待ったをかけた（https://www.soumu.go.jp/main_content/000681028.pdf）。しまいには、法令

改正をし、渋谷区が民間スタートアップ企業とタッグを組んで始めた創意に富んだオンライン申請システムを潰してしまった。企業側は司法に訴えた（<https://app.box.com/s/hbcw665urwsaas3w6wr582j08e56ema7>）。しかし、行政追従の消極司法は、企業側の訴えを認めず、現状追認の判断で国側に軍配を上げた（東京地判令和 4 年 12 月 8 日判決・東京地判令和 2 年（行ウ）第 344 号）。

国・総務省のやり方、それを追認する「行政判断付度司法」は、三権分立を危うくする権威主義国家の司法そのものである。市場主義、民主主義の価値観にそぐわない存在である。もちろん「名ばかり地方自治で当り前」の姿勢でバッコする国の役人に、交付税で首根っこをつかまれ、国の言いなりの数多くのひ弱な自治体の側にも問題はある。

わが国では、時代遅れのマイナ IC カードに搭載された官製のデジタル ID がバッコする。玉突きで、民間の創意で開発・販売される使い勝手によいデジタル ID は市場から締め出される。デジタル ID は市場競争で磨かれる機会も失っている。こうした悪戯な日本の政府の姿勢には同調できない。

G7 の他の諸国のように、マイナ IC カードの発行を止めて、はじめからスマホ搭載を原則とすれば、それで済むはずである。そして、スマホをもっていない人に、紙の通知カードを発行することで解決するはずである。もう、時代遅れのゾンビ化したマイナ IC カードの特需で潤う業界益を優先させて、巨額な血税を無駄遣いするはいいい加減にしないといけな

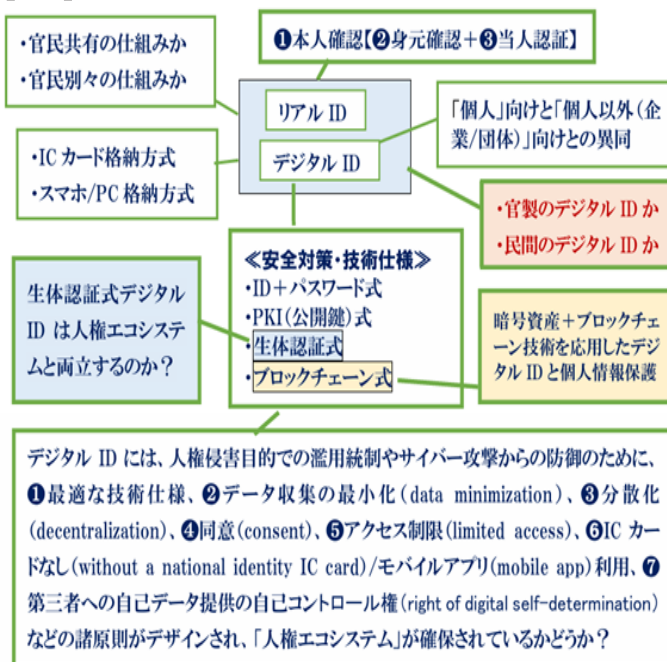
HP にログイン／アクセスし、オンライン申請ができる。

- ・ところが、オンライン申請には、官製のマイナカードに搭載されたデジタル ID（PKI／公開鍵／電子証明書）しか使えない。
- ・一方、電気やガス、自治体の上下水道代その他の公共料金の支払／銀行口座引落領収書、クレジットカードの利用額明細書なども、以前は紙／文書で通知を受けていた。しかし、今日では、デジタル／ネットでの通知・閲覧が当り前になってきている。こちらは、電力会社や市の水道局のウェブサイト／HP にアクセス／ログインする際に、民間のデジタル ID が使える。
- ・それでは、国税では所得税の電子申告ではどうだろうか？①ログイン ID + パスワード方式でも、②官製マイナンバーカード（公開鍵／電子証明書）方式でもできる。

- ・ということは、①、②、どちらのデジタル ID を使っても、データセキュリティ（安全）上は、差ほど違いがないということだ。
- ・にもかかわらず、主要な行政サービスのオンライン／デジタル申請では、②官製マイナンバーカードでしかできない。官製マイナカード（官製デジタル ID）を持たない市民は、申請すらできない。もちろんサービスには到達できない。これは「差別」である。憲法 14 条に盛られた「法の下での平等」とぶつかるのではないかな？
- ・また、デジタルデバインド（情報技術格差）、つまりスマホもパソコン（PC）持たない人が、行政サービスで差別されるのも問題である。加えて、官製のマイナ IC カード（マイナ健康保険証）を持たない人、紛失した人は、公的保険医療を受けられない、あるいは全額負担というのも人権侵害／生存権侵害である。

- ・総務省／デジタル庁など政府機関のキャッチは、「誰一人取り残さない」デジタル化の推進である。一方、憲法 25 条は「すべての国民は最低で文化的な生活を営む権利と有する」と定める。「すべて」ということは、憲法は、政府に対して、デジタル化について行けない零細事業者や税理士などの生存権保障をするように求めている、と解することもできる。政府が、税務のデジタル化をあまりにも性急に進め、デジタルに弱い零細事業者や生活者などを取り残すのは生存権侵害につながる。
- ・役人や政治家は、常に、憲法 14 条に加え、憲法 25 条を唱和し、実践しないとイケない。総務省のキャッチはフェイクで、あくまで「すべての国民・納税者の権利が護られてはじめてデジタル化はゆるされる。」といえる。

【表 9】デジタル ID を取り巻く諸課題



- ・わが国では、国の役人が主導して、国民をリアル（対面／目視）とデジタル（非対面）双方で国民を監視できる包括的（オムニバス）なツールである官製マイナ IC カードの取得を強要している。しかし、「リアル ID」や「デジタル ID」の意味などそっちのけ、まともな説明をしない。結果、国民のなかではまともな議論ができていない。マスメディアもまともな議論ができていないことでは同じである。
- ・デジタル ID を取り巻く課題はさまざまである。おおまかにまとめてチャートにして見ると、【表 9】のとおりである。
- ・⑦第三者への自己データ提供の自己コントロール権（right of digital self-determination）について、具体的に点検してみたい。
- ・例えば、酒を買うのには必要な本人確認情報は、顔写真と生年月日だけでよい。この場合、リアルの本人確認において、官製のマイナンバー IC カードを使うと、カード面に記載されたあらゆる情報が露呈する。
- ・やはり、本人確認情報はスマホに格納し、本人が操作し、必要な情報のみを相手方に見せられるようにしないとイケない。
- ・つまり、ユーザー（市民／納税者）は、取引相手方に提供するデータを自己コントロールできる権利（right of digital self-determination）を保障されないといけない。

- ・保証レベル、必要な範囲とは無関係に、または、ユーザーの意思とは無関係に、本人確認に、官製のマイナ IC カードの利用／提示を求めるのは権利侵害につながりかねない。
- ・にもかかわらず、闇雲に、政府が、官製のマイナ IC カードやアプリを使ったデジタル ID の「法令等で本人確認について定めのあるサービス」の拡大や、「法令等で本人確認について定めのないサービス」分野への自由な利用は、監視国家化や民業圧迫が危惧されることから、認めてはならない。
- ・ところが、役所付度で棚ぼた利益を得ている IT 企業は、「国民の人権を餌食にして利益を得るのは当たり前」の姿勢である。「人権エコシステム」が確保されているかどうかなどお構いなしである。
- ・デジタル庁やマイナ IC カードの発行元 J-LIS／ジェーリス（地方公共団体情報システム機構）にいたっては、官製のマイナ IC カード／デジタル ID の民間での使い途を公募したりしている。つまり、「法令等で本人確認について定めのないサービス」分野への官製デジタル ID の自由な利用の拡大に本腰を入れ始めている。
- ・この人権感覚ゼロの乗りは、この国をますます権威主義国家の道に導きかねず、極めて危険である。
- ・改めてマイナンバー、マイナンバー IC カード、官製のデジタル ID の危険な使われ方に「No:ノー」を突きつけないといけない。

◆むすびにかえて～今、なぜ、「マイナンバー廃止法案」が急がれるのか

- ・モバイル端末（スマホ）全盛の時代である。官製の IC カード発行自体がガラパゴス化して愚策である。他の先進諸国では、デジタル化に逆行する官製の物理的な IC カードは発行していない。スマホに直接搭載する。それで、血税の無駄遣いを避けている。ところが、わが国では、それができない。血税の垂れ流しを続け、デジタル化時代に逆行する官製の IC カードを発行し続けている。なぜなのだろうか？
- ・「官が発行したリアルな通行手形で関所を設けて監視する仕組み」が「日本モデル」だと曲解し、政治家やマスメディアなども含め、この国全体が集团的ノイローゼにかかっているのではないかと？言いかえると、「リアルでも、デジタルでも、官が国民の ID を支配するのが正しい」とするマインドコントロールが解けてないからではないか？もう少しやさしくに言うと、官も民も、「国民をやめたり、死んだりしたら、官製の ID を国に返してもらうのが正論」という考え方を共有しているのでないか？
- ・とりわけ官の側に、「スマホに官製のデジタル ID を搭載させたら、返納させるのは一苦労」という認識があるのかもしれない？
- ・加えて、「信頼できない政府が発行した官製の国民背番号データ（マイナ IC カードデータ）を自分のスマホに搭載するなどんでもない！」で、歓迎する市民はあまりいないからではないか？「紙万歳」の信仰を続けている市民はなおさらであろう。つまり「スマホで電子政府が世界標準」についていけないデジタルデバインド（情報技術格差）のある市民も少なくないということだ。「スマホネイティブ」、「デジタルネイティブ」が人口の大勢になるまで、流れは変わらないかも知れない。
- ・市民一人ひとりが「内なる役所社会主義」とどう闘うかが問われる。目の前にぶら下がった禁断の人参（ポイント）を食べずに、ジッとお座りしてられない市民が多かった。兆単位の血税が垂れ流しにされ、市民がそれに群がったのも、現実である。
- ・政府は、マイナ保険証一体化策を堅持したうえで、新たな血税の浪費につながる資格確認証の発行という愚策を選択した。
- ・こうした政府の愚策に反対し、立憲民主党も、

マイナンバーICカードに搭載された官製デジタルID（公開鍵/電子証明書/PYD）の利用拡大は、権威主義国家の考え方で、民主主義、自由・人権にとり危険である。仮に官製デジタルID（公開鍵/電子証明書）が要るとしても、ICカードではなく、スマホに直接搭載する時代である。官製の物理的なマイナICカードは、時代遅れの遺物である。最適な民間デジタルIDを使えば、血税浪費防止につながる。

民間のデジタルIDよりは、官製デジタルID（マイナICカード）で整然と管理された社会が大好きだ。NHKの方が、民放よりはかなり公正な報道をしていると思うのと同じ？民間のウェブサイト（HP）へのログインにも広く、官製デジタルIDを使うべきだ。悪いこととしてなければ、データ監視など怖くないはずだ。

アメリカのような官民すべてのセクターのウェブサイト（HP）へのログインに民間デジタルIDを使うのは、行き過ぎた市場主義、新自由主義の考え方だ。行政のウェブサイト（HP）へのログインには、公的基盤としての官製デジタルID（マイナICカード）を使ってしっかりと管理すべきだ。

2024年11月12日の「保険証廃止延期法案」に続き、2025年1月28日を、「保険証復活法案」（マイナ保険証併用法案）を衆院に提出している。

- ・ちなみに、2025年5月、厚生労働省は、後期高齢者保健に関してのみ、資格確認証の一斉送付を決めた。
- ・ただ、そもそも、国民背番号のような国民の人権に危険な仕組みを導入し、次々とエスカレートし、データ監視国家／デストピアづくりのパシリ（使い走り）をしたのは誰なのか？厳しい見方をしている市民も多いことを忘れてはならない。
- ・「言うだけ番長」の「リップサービス」で「恩赦」されると考えるのは大間違いである。
- ・マイナパンデミックは広がる一方である。今や保険証だけにとどまらない。運転免許証、国家資格確認、金融口座開設などで、マイナパンデミックは経済社会全体に染みるように浸透している。しかも、リアルのみならずデジタル面でもマイナ監視の網が張り巡らされる状況にある。いまや、被相続人のみならず相続人全員のマイナンバーがそろわないと、相続税申告もできないような異様な状況である。
- ・裏返せば、政府には、国民の利便性や自由、人権ファーストの認識はない。国民の支持もない無謀な令和のマイナンバーパンデミックを拡散している。
- ・税金や社会保障目的で行政や民間企業に次々と提出を強制されるマイナンバーを含む個人情報（マイナ情報）の管理のずさんさが指摘されている。今や婚活サイトと闇バイトにまで、写

メでマイナカードの提示を求めてくる状況にある。民間企業が潰れた場合、その企業に提出したマイナ情報の行方が大いに心配されている。マイナカードの定期更新を求めるなら、マイナンバーの定期変更があって当たり前だろうに。今の政府には、明らかにリスク管理の思考が欠如している。

- ・マイナンバー廃止を問う市民団体が集会を開くと、リベラル派議員が出席し、言うだけ番長で、アリバイづくりを繰り返す。マイナンバー利用拡大法案が出てくると「慎重審議」の経を唱え、傷をなめ合う。「マイナンバー廃止法案」を提言する議員などいない。カナダのような背番号の利用制限をした事例を勉強すべきだろうに。
- ・この国は、久しく自由で人権が尊重され、寛容さを大事にする国づくりを進めてきた。しかし、国民背番号制であるマイナンバー制度を使って、リアル空間からネット空間まで国民や経済を徹底的にデータ監視する国家づくりに舵を切っている。番号で徹底管理された国民でないと「非国民」、「国賊」で、そうした国民を信頼できない、と見る国家は、まさに「デストピア」である。
- ・マイナンバー制度を役人のやりたい放題にしておくことは、この国の自由闊達な経済や市民社会をデータ監視国家に変容させる。この国のかたちを根本から変え、隣の大国を超える権威主義国家につながる。このままマイナパンデミックを放置してはいけない。やりたい放題の役人を制御しないと。でないと、データ収容所列島化が進み、これまで以上に個人や家庭のなかにまで背番号監視が浸透する。自由闊達な経済や寛容さを大事にしてきた伝統的な市民社会は壊れてしまう。政治の出番である。
- ・今まさに求められるのは、マイナンバー制度をガラガラポン／リセットにする、「マイナンバー廃止法案」を出し、成立させることで、この問題に正面から対峙できる政治家・政党である。
- ・「デストピア」づくりのツール、マイナンバーを廃止し、この国の経済や国民を開放し、自由 (liberation) にしないと。廃止の筋道をつけるには、SNS (ソーシャルメディア) のようなニューメディアによる推し活 (fandom)、ネットを使った辻説法、も欠かせない。推し活は廃止プロセスで重要な役割を果たす。

■マイナンバー (個人番号) 制度廃止法案 [プログラム法案] (サンプル)

マイナンバー (個人番号) 制度は、国がすべての国民 (住民) に 12 けたの番号を付けたうえで、各個人の情報を社会保障や税などさまざまな分野に紐づけて、必要以上に国民 (住民) を一元管理しようとする仕組みである。こうした仕組みは、伸び伸びとした自由主義社会には大敵である。民間の活力を低下させるおそれもある。

●●党は、マイナンバー (個人番号) を廃止する。そして、次のような、自由や人権を優先し、国民 (住民) のための番号の仕組みにする。

○マイナンバーを廃止し、必要に応じて分野ごとの「限定目的番号」*使う。また、原則としてそれぞれの分野を超えた情報のマッチング (連携) はしないことにする。

*住民票コード、社会保険番号、基礎年金番号、運転免許証番号、税務で使用する納税者整理番号など

○マイナンバー IC カードを廃止し、カードが必要な場合には、分野別カード*を使うことにする。

*健康保険証は復活させる。また、身分証明のための住民票情報に基づくカード交付を検討する

○経済社会・行政のデジタル化が急激に進んでいる。ネットを使った国民 (住民) と行政との間でのやり取りには本人確認 (デジタル ID) が必要である。デジタル ID には民間の技術を使う。デジタル ID は、官製の IC カードからではなく、公式アプリストアからスマートフォンに入れられるようにする。

*わが国以外の G7 諸国では、もはやマイナンバーカードのような官製の IC カードを発行・交付していない。国民は、デジタル ID を、ネット上の公式アプリストア (Apple, Google など) にアクセス・作成し、自分のスマートフォンに入れる仕組みになっている。カードでは、相手方に提示した場合、個人情報丸見えになるからである。それに、IC カードの発行・交付・更新が莫大な税金のムダ遣いにつながるからである。ちなみに、わが国のスマートフォン保有率は国民の 7 割近くになっている。

《社会の裏側を暴くフリー記者やメディアの取材・報道》 市民社会の新たな敵：『スラップ訴訟』（1）

— 勝つことではなく恫喝狙いでの訴訟の悪用 —

コメンテーター 清水 晴 生（白鷗大学教授）

公 的な人物や企業がしばしばスキャンダル報道や市民運動のターゲットにされる。こうした場合に、ターゲットにされた側が、告発した記者や市民を狙い打ちにして高額な賠償を求め訴訟を起こすケースが増えている。これが『スラップ（SLAPP）訴訟』と言われるものだ。「SLAPP」とは、相手を「平手打ちにする」の英語「slap」を掛け合わせた呼び名。この種の訴訟では、勝てる見込みはほとんどない。このことから、主な狙いは、報道ないし批判封じ、沈黙を強要することだ。とりわけ、わが国には、訴訟、裁判をあまり好まない国民性がある。こうした国柄で、スラップ訴訟は、相手方を黙らせる（萎縮させる）面では絶大な効果を発揮する。

スラップ訴訟は、表面的には「悪あがき」のように見える。だが、実際には、言論の自由や社会活動に大きな影響を及ぼしかねない危険性をはらんでいる。なぜならば、憲法が保障する言論の自由を擁護するということは、極端なヘ

イトスピーチなどは別としても、自分の気に入らない言論にも寛容でないといけないからだ。

アメリカの諸州のなかには、訴訟を起こした側に、スラップ訴訟でないことを証明するように義務づけるところもある。ただ、こうした証明義務の強化には批判もある。なぜならば、スラップでない訴訟にも影響が大きいからだ。SNS／ソーシャルメディアのようなニューメディアの出現で、フェイク（虚偽）のツイート（投稿）も増えている。にもかかわらず、民間のプラットフォームは問題のあるツイートの削除には容易には応じない。言論の自由を封じることにつながりかねないとの認識があるからだ。こうした状況で、司法手続の厳格化で弱い人たちを取り残す政策は正義とはいえない。

市民社会での権利保護や司法手続のあり方に詳しい清水教授から、スラップ訴訟が抱える問題点について、解説いただいた。

（CNNニュース編集部）

【内容目次】

- 1 『スラップ訴訟』とは何か
- 2 これまで現れたスラップ訴訟の主なバリエーション（以上、本号）
- 3 最高裁の判例
- 4 これまでなされてきたスラップ訴訟対策の議論
- 5 解決の方向性について

1 『スラップ訴訟』とは何か

1-1 スラップ（SLAPP）訴訟

スラップ訴訟とは、公的な人物や企業がスキャンダル報道や市民運動の対象となった場合に、それを告発したメディアあるいは記者、運動をリードしている市民を狙い打ちにして起こす高額な賠償請求訴訟をさす。

まず、「スラップ訴訟」にあたるかどうかを判断するのに目安となるポイントを、点検してみる。

裁判の原告となる公的人物や企業は、賠償請求を勝ち取ること、つまり勝訴することを、目的としていないということが特徴である。言い換えると、裁判に巻き込んで、あるいは高額な請求額で脅すことで、相手の報道（言論）や市民運動を萎縮させ、撤回させること。さらにはその恐怖を相手の周辺にまで感じさせること、が目的である。

原告側は、概して資金が豊かである。訴訟にかかる弁護士費用などの負担を苦にしない。一方で裁判での戦いを強いられるフリーの記者や市民運動のリーダーなどは違う。弁護士費用な



どの経済的負担や精神的負担が重くのしかかってくる。

まさに、裁判を、相手の口を封じる道具として悪用するのがスラップ訴訟だといえる。

1-2 SLAPP とは

SLAPP とは、「Strategic Litigation Against Public Participation」の略である。邦訳すれば「公的参加に対する戦略的訴訟」となる。



今日、伝統的なメディアはもちろんのこと、SNSやウェブサイトのようなニューメディアを通じて、社会問題に対する情報発信や反対運動などに参加する人が増えている。スラップ訴訟は、こうした報道や批判などに対するリアル（対面）の裁判手続を使ったカウンター（攻撃）手法である。狙いは、勝つことにあるのではない。言論封殺・活動萎縮を戦略的に目論んだ上で裁判を利用することにある。

「SLAPP」とは英単語は、相手を「ひっぱたく／平手打ちにする」の英語「slap」を掛け合わせた呼び名。まさに報道や運動をひるませるために、テマヒマのかかる裁判への対応、司法手続参加を強いて、ひっぱたき、萎縮させることが狙い。

バシンと音を立てると、周りが驚く。これと同じように、高額な賠償額を見せられた周囲の者にまで、それ以上の取材・報道や運動を思いとどまらせる効果まで持ち合わせるのである。



1-3 その歴史と展開

スラップ（SLAPP）訴訟は、アメリカで古くから現れ、問題視されてきた。対応策も進んでいる。現在、アメリカの半数を超える州で、なんらかの「反スラップ法」を制定している。

わが国では、近年まで、意識的に名付けされて特別に分類されることはなかった。とはいえ、昔からそうした目的での裁判利用がなかったわけではない。早い時期では労働運動への対抗手段とし

ての裁判のスラップ的な利用がある。その後サラ金問題やブラック企業にかかわる報道問

題などでの利用が注目された。これらの企業内部の体質や風土を告発する報道があった場合、出版社ではなく、その取材をして記事を書き、あるいはコメントを寄せたフリー記者や、被害者を支えて裁判を起こした弁護士を狙い打ちにした訴訟である。高額な賠償請求や弁護士会への懲戒請求を行うケースである。

そのほか、政治家などがスキャンダル報道を受けて、自身の潔白をアピールするパフォーマンスとして、報道機関に対する名誉毀損を訴えるケースも少なくない。

このようなスラップ訴訟のほとんどは、告発報道や市民運動の言動に対する名誉毀損訴訟の形をとる。

1-4 名誉毀損訴訟の特徴と難しさ

スラップ訴訟が名誉毀損に対する損害賠償訴訟の形をとることには意味がある。とはいえ、そのことが逆に問題を複雑にしている。

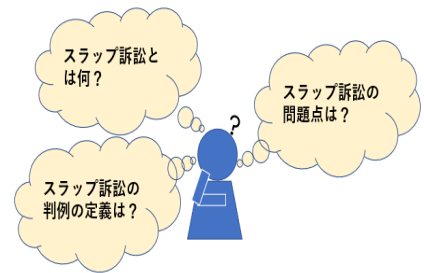
名誉毀損訴訟には民事裁判の場合と刑事裁判の場合がある。スラップ訴訟はほぼ民事訴訟の裁判である。これは、民事裁判なら原告自ら裁判を起こせるのに対して、刑事裁判では検察官が起訴する必要性を認めなければ裁判が始まらないことが主な原因だ。

民法上の名誉毀損は不法行為（民法 709 条）の一形態であり、刑法上の名誉毀損は名誉毀損罪（刑法 230 条）だ。

ただ民事裁判と刑事裁判での名誉毀損の扱われ方はよく似ている。それは特に刑法上の名誉毀損の成立範囲を限定する規定（法 230 条の 2）を参照する形で行われている。

刑法 230 条の 2 の 1 項は、他人の名誉がたとえ毀損されても、毀損した者が責めを負わない場合を次のように定めている。

「（名誉を毀損する）行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認める場合には、事実の真否を判断し、



真実であることの証明があったときは、これを罰しない。」
 (刑法 230 条の 2 [公共の利害に関する場合の特例] 1 項)

つまり名誉を毀損したとしても責めを免れる場合の充足要件は、名誉毀損行為に含まれた内容が、①世間の関心ごとであり、②世間に知らせ警鐘を鳴らす目的でなされ、③内容も真実だった、の 3 つとなる。

ただ③については、隠そうとするスキャンダルを暴く先鞭をつけるような「疑惑」報道などでは、立証する難しさもある。報道時点での「内容の真実性」を要求することは、「知る権利」を支える報道の機能を弱めることになるからだ。そのため、取材活動を通して信ぴょう性のある証言を得ていたなど、真実の可能性が高いと信じたことが相当だったといえれば足りる、というのが判例の考え方だ。

＜名誉を毀損しても責めを免れるための 3 要件＞
 表現内容が、
 ①世間の関心ごとであり、
 ②世間に知らせ警鐘を鳴らす目的でなされ、
 ③内容も真実だったか、そう信じる相当性があった（真実相当性）

そして名誉毀損裁判では、この免責要件の証明責任は、それを主張する被告側が負うことになっている。なぜなら報道する側は取材に基づいて記事を書いているのであり、報道内容の根拠を示す証拠は報道側の手中にあるからだ。

つまり原告側は、報道など被告の故意・過失による行為のせいで「名誉が毀損され損害を被った」ことを主張するだけで裁判を起こせる。裁判を起こすことだけが目的であるから、目的達成は容易だ。

それに対して訴えられた側の記者や市民は、重荷を背負うことになる。高額賠償の脅威にさらされながら、特に内容の真実性や真実と信じる相当性について証明を尽くさなければならないからだ。

記者はリークしてくれた内部の関係者を守らなければならない立場である（三宅勝久・法セミ 741・27 参照）。取材源の秘匿がなければ、密告者は組織内部で糾弾され、立場も危うくなり、職も失いかねない。告発側が真実を証明するコストは大きく、証明に失敗するリスクもある。こうした大きな負担は被告側に重くのしかかる。これに

対して、原告側は報道・言動によって悪評が立ち評判が下がったことを主張するだけで足りる。

1-5 スラップ訴訟の問題点

ここまで見てきたように、スラップ訴訟の最大の問題点は、それが訴訟の悪用にあたるということだ。自分たちの権利を保護したり、権利侵害に対する賠償を請求することを目的として訴訟をしているのではない。相手を脅し、屈服させ、自由を奪うがために裁判制度を濫用しているにすぎないのだ。だから勝ち負けには初めから関心がなく、まともに訴訟活動を行わないケースも少なくない。裁判に応じる負担や高額賠償の脅しを利用した他者への抑圧にすぎないものだ。最後まで堂々と争わず、原告側が途中で訴訟の請求を放棄するケースも少なくない。

しかも、スラップ訴訟が、憲法上の裁判を受ける権利や名誉権の保障を笠に着てなされることで、裁判所による問題への対応を一層複雑にしている。わが国でも、アメリカ諸州などで見られる反スラップ法制定による立法的解決を求める声も強くなってきている。

さらに、すでにふれたように、名誉毀損訴訟では訴えられた側が自らの正当性を証拠により証明しないといけない。このような訴えられた側の過大な負担は、さらに問題を深刻にしている。

それでは、逆に名誉毀損訴訟のハードルを上げればいいのか。必ずしもそうとも言えない。なぜならば、真に名誉毀損の被害に苦しむ当事者が相手を訴えようとしたケースに不利に働く可能性が出てくるからである。つまり、訴える側に、相手が不当・不用意に発言したことを証明するような負担を負わせることになりかねないからである。逆の懸念についても配慮する必要がある。

このように、スラップ訴訟は、憲法上の根拠を持つ裁判制度や権利保障、また訴訟上の証明責任といった、本来権利保護のために構築された制度を巧みに濫用している。このことが、問題解決を難しくしている。

しかしスラップ訴訟によって脅かされているのは、市民の権利自由であり、知る権利である。情報を発信した情報にアクセスできる自由な言論が流通する社会のあり方そのものである。それは自由な社会の根本をなす部分とさえいえる。



力の強い者に対しても自由に批判できる社会であることは、誰もが一人の人として尊重される世の中である上で欠かせない要素だ。スラップ訴訟とは権力や財力といった力による横暴・抑圧を、さらに権利保護の制度たる裁判の中にまで及ぼそうとする悪らつな試みである。

そしてその危険は今や、誰の身にも降りかかる可能性がある。SNS でつぶやいた人物批判や企業批判が名誉毀損にあたるとして、弱い一個人を狙い打ちにしたテマヒマ、カネのかかるスラップ訴訟への対応を強いられるかも知れない。それにより他の多くの批判する口まで黙らせ、そのためのスケープゴートとされうるのである。

スラップ訴訟という言葉は、次第に目につくようになってきた。しかし、その問題の重大性まで一般に認識されたとは言い難い。

そこで、もう少しスラップ訴訟の詳細と法的論点について深堀する。その上で社会全体として考え取り組むべき方向性にふれたい。

2 これまで現れたスラップ訴訟の主なバリエーション

2-1 労働者・労働組合の言動妨害目的のもの

労働組合の正当な権利行使に対して、業務妨害等を訴えるのは伝統的に不当労働行為にあたる。企業などの内部不正を世に問う、最近ではその企業の労働組合のウェブサイトで広く広報するといった手法も増えた。しかし、これを企業側が名誉毀損として不掲載を求める仮処分などで争われてきた。

現在の個人をスケープゴートにして高額請求することで労働組合活動全体の沈静化を狙うスラップとは異なるが、法的な争いに巻き込み疲弊させることで、組合活動の断念や弱体化を図る手法はスラップといえる。本来、団交に応じて解決を図るべきものを、ろくに団交に応じることもなく不誠実な対応をとった挙句にいきなり提訴する。これは、裁判による威嚇を用いるスラップの本質を備えた手法だ。

サイトやSNS を使った個人による情報発信があたりまえの時代である。だが、企業や公務所などは内部事情が外に漏れるのを嫌がる。情報の伝播が速く、炎上の可能性もあり、不買運動や取引停止などにつながりかねないからだ。不都合な情報発信を制限するため、あるいはサイトやSNS の発信者を疲弊させるために、スラップ訴訟に巻

き込む手法がとられる。

2-2 企業や政治家の腐敗を世に問う記事への対抗措置

経営上のリスク管理として、以前に増して企業の体質や経営手法に対する評判を保つことが重視されているのが今の世の中だ。単に値段が安く、品物が良いだけでは足りない。むしろ企業のイメージやSDGs への配慮など、大企業であればあるほど社会的責任を意識せざるをえない。またそうした環境や持続可能社会への配慮を示すことが、ビジネスでの売上げ・消費者の消費動向に結びついているのが現在の経営手法だろう。

そうした中で、外からは見えにくい企業内部の体質や経営姿勢までが、株主や消費者が注視するようになってきた。こうした時代の変化に対応できず、企業の内部体質があいもかわらず前時代的なままであるとき、それは批判的な世論、告発の格好のターゲットとされる。こうした世論、告発に対し、力に任せて相手の声を抑圧し、ねじ伏せようとする対抗措置に出る。それがまさにスラップ訴訟の悪用につながる。

環境や人権に配慮しない製品づくり・生産体制。性差別や性自認に配慮しない労働環境や昇進制度。長時間労働やサービス残業、安全配慮義務の不履行、不公平な労使関係、勤務地や勤務時間への不配慮、育児休業や復職に対するサポート体制の不備や無理解、セクハラ・パワハラへの対応や環境整備の欠落、等々。告発の対象は多岐にわたる。

政治家も例外ではない。企業のスラップ的態度は、クリーンなイメージを保持することに躍起な、その実、裏では夜郎自大な自尊心ばかり肥え太らせた政治家が、その裏の顔を暴かれた際に見せる姿とも重なる。

メディアのスクandal報道には常に毀誉褒貶ある。だが、そのおかげで市民は政治家の本当の姿を知ることができる。投票行動での検討要素も得られる。そうした報道のあることで、政治家が身を正す動機ともなるだろう。

しかし保身と自己弁護に執心する政治家はヒステリックな対応をとる。それこそ勝ち負け云々はそっちのけで、とにかく否定・反論する態度を見せる。そのポーズを形作るのがこのスラップ訴訟だ。自分の反論に正当性があるかのような体裁を繕うのに、裁判に訴えるというポーズがうってつけなのだ。しかしその中身は、自己を正当化しう

る証拠の一つも出せない、初めから勝つつもりもない裁判の濫用にすぎない。

ただ勝つ気もない訴訟とはいっても、その対象が個人で活動するフリー記者などであれば、訴訟を起こされるだけでも大きな経済的・精神的なリスクを被る。スラップ訴訟はその効果が最も発揮される相手にのみ向けられて提起される。

大企業や政治家など、経済的・社会的強者が、経済力に物を言わせて自分たちに不都合な言論を封じる。思想や言論が社会の中で自由に流通する健全さ・風通しの良さを損ない、澁ませるスラップ訴訟は、社会の閉塞感を招き、変化を封じる危険をはらむ。

2-3 宗教団体の内部体質にふれた記事への対抗措置

スラップ訴訟を有名にしたケースの一つが、宗教団体の内部事情や勧誘制度等を取材した記事の掲載に対する名誉毀損訴訟だ。それは高額の賠償額を請求し、訂正・謝罪記事の掲載を求めるものだった。

しかもその訴訟は、雑誌に掲載した出版社に対するものではなく、記事を書いたフリーの記者個人を狙い打ちにするものであったりした。つまり自分たちを取材し記事にすれば同じ目に遭うとジャーナリストたちに知らせ、その後の自分たちへの取材を抑制しようというものだった。

ある程度の規模を誇る宗教団体の活動が一定の社会的・政治的影響を持つことは、普段の報道でも聞き知るところだ。とはいえ、団体内部の事情は概して外からは見えにくい。憲法が保障する政教分離原則に護られ、かつ、その団体の教義など独自のルールに基づいて活動を行っていることもバールを厚くしている。

反社会的な活動をする宗教団体でなくとも、団体がどのようにして巨大化し、社会的影響を及ぼすに至ったかは、一般市民の関心対象となりうる。しかし宗教上の独自のルールが時には世間の感覚と相入れないこともある。余計な詮索をされたくない宗教団体がその豊富な資金力を背景に、バールを剥がされるのを防ごうと名誉毀損によるスラップ訴訟を起こしてきた。

2-4 住民・市民の抗議活動への妨害を狙いとするもの

自然環境や生活環境に影響を与える開発計画やその工事をめぐり、地域住民などが反対運動・抗議

活動をすることがある。開発事業等に対する批判の声を上げ、それをサイトやSNSに掲載する抗議活動もある。

開発主体は多額の資金を投入して開発計画を進めている。このため、その計画推進や工期の遅れは重大な経営上の問題となる。また開発や建設後の円滑な事業の推進のためには、本来地域住民との軋轢・衝突は可能な限り避けたい。なぜならば、それがこじれば社会問題にも発展し、計画自体が頓挫する事態ともなりかねないからである。

であれば本来は、粘り強い交渉を続けて、お互いの妥協点を探り、円満解決のための落とし所を見出していくことが望ましい対応だ。

しかし中には、強硬な反対運動に対して正当性のみを主張して、恫喝的な手法を駆使して営利追求のみを貫徹しようとする事業者もいる。その手段としてスラップ訴訟が用いられることがある。多くは、反対運動のリーダー的立場にある者だけを狙い打ちにした名誉毀損訴訟の形でなされる。

訴えられたリーダーは、普通の生活もある中で、反対運動のほかに、さらに訴訟への対応を余儀なくされる。加えて、一個人において弁護士費用などの捻出も迫られる。それを目の当たりにする反対運動の他のメンバーたちにも恐怖や動揺が広がり、反対運動が自然と瓦解する。まさに、スラップ訴訟は、こうしたことを目論んで起こされているのだ。

2-5 若干の整理

ここまで見てきたところから際立つことがある。それは、スラップ訴訟の標的とされるのは、おおむね正義の声を上げようとする「個人」であることだ。その個人は、社会における不正や不祥事に目をつむり口を閉ざすのではなく、世に知らしめて警鐘を鳴らす炭鉱のカナリアのような存在だ。社会の裏側で不祥事を起こした者、あるいは悪事を働いても野放しで高笑いしている者を告発する正直者が、逆に馬鹿を見る世の中であってはならない。こうした社会をゆるせば、善良な市民は声を上げられなくなる。世の中に流通する言論や情報までが、強者・権力者にとって都合のいいものだけに集約されかねない。マフィアがバッコする社会のようになってしまう。

カナリアを孤立させ、犠牲にした先に待っているのは、不自由な空気の充満した息苦しい世の中ではないか。（続く）

納税者権利憲章（法）制定に向けた新たな動き

《第217回国会参議院第17回財政金融委員会（2025年6月10日午後開催）
で の小池晃議員による「納税者支援調整官」に関する質疑応答》

辻村 祥造（PIJ 副代表・税理士）

一般に増税、減税という場合には、課税ベースや税率、各種控除額などの上げ下げを指します。しかし、税務の第一線では、課税庁が、税務調査や徴収の強化で、増税をはかること（増差）が多いのです。いわば「隠れ増税」です。源泉徴収と年末調整で、確定申告が要らない給与所得者には、見えにくい増税です。

目下のところ最も注目される税金の課題は、消費税減税または廃止、インボイス制度の廃止などです。「隠れ増税」問題にはストレートに光があたっていない感じです。ところが、税務の第一線では「隠れ増税」問題はますます深刻になってきています。

税務調査で、調査官、上席が姿を消し、事務官、統括官でやっているのが目立ちます。とりわけ経験の浅い事務官は、権限を与えられている自分たちは何でもできると思込み、危惧される状況にあります。おまけに統括官も勉強不足です。納税者の理解を得ずに反面調査をするなど、法的ルールを軽視し、納税者の権利を侵害することにためらいを感じていないように見えます。

それから、通常（任意の課税処分のため）の税務調査で「質問応答記録書」の乱用が目立ちます。質問応答記録書は警察の取調べ・供述調書に相当するものです。納税者を、刑事事件の被疑者のように取り扱うことにつながります。まさに人権問題です。質問応答記録書の適正化・透明化・法的統制は急務です。

このように、わが国での課税庁の権限乱用、法的手続軽視、徴税強化による「隠れ増税」問題は相当深刻です。この流れにストップをかけるには、わが国「課税庁の文化／カルチャー」を変えないといけません。納税者は「義務を果たすと同時に、権利を守ってもらえる」ことを課税庁に「保証」してもらえないようにしないといけません。

* * *

「納税者の自発的納税協力に根差した申告納税制度の健全な発展！」。税理士界は、この言葉が大好きなようです。しかし、この言葉が本当に生

きてくるには、納税者と課税庁の間を「ウイン・ウイン」の関係にしないといけないわけです。こうしたウイン・ウインの関係構築には、わが国でも「納税者は義務主体であると同時に権利主体である」とするスタンダードの確立が必須です。

民主主義が根づいている国々では軒並み、政府・課税庁が「納税者権利憲章（法）」を制定しています。課税庁の「サービススタンダード（基準）」を明確にし、「公権力を行使する税務職員のマナーを改善する」のが主なねらいです。加えて、課税庁は、税務調査などを受ける納税者に、納税者権利憲章をわかり易い言葉で記した書面を「保証書」として手渡すのが常識です。

これにより、納税者を「お客様（カスタマー）」として丁重に扱うことを約束します。にもかかわらず、納税者がスタンダード（基準）に合わない手荒い税務調査やハラスメントなどで傷ついたとします。この場合、その納税者は、課税庁内に置かれた執行部門から独立した苦情処理機関／納税者オンブズパースンに駆け込み、難しい手続をしなくとも、直ちに救済を受けられる態勢を整えています。

このように、民主主義が根づいている国々では、いまや納税者権利憲章（法）を制定し、使い勝手のよい苦情処理機関／納税者オンブズパースンをセット／パッケージにし、課税庁が納税者サービスをするのが「常識」、「スタンダード」なのです。両者は、いわば1枚のコインの表裏のような関係にあるのです。

わが国にも「納税者支援調整官」という、納税者から苦情を聞く納税者オンブズパースンがいます。ところが、「名ばかり納税者オンブズパースン」と揶揄されています。機能不全常態だからです。刷新は待たなしです。

* * *

かつて、2010（平成22）年前後から、わが国でも、政権交代に伴い、納税者権利憲章（法）制定の機運が高まりました。権利憲章（法）は成立寸前までいきました。ところが、抵抗勢力の動き

が強く、土壇場で、納税者権利憲章（法）制定は頓挫してしまいました。財政当局や政党・政治家が、納税者権利憲章（法）の制定に抵抗するのであれば、それは、民主主義への挑戦と解してよいと思います。

いずれにしろ、わが国は、民主主義を標榜するのであれば、納税者の「権利利益」を確固たるものにしないといけません。国会・政府に納税者権利憲章（法）の制定を求めることは優先的な政治課題である状況には変わりありません。

幸いにも、最近、新たな動きがありました。2025年2月18日に、立憲民主党（立民）が納税者権利憲章（法）を含む「所得税法等の改正法修正案」（改正法修正案）を国会に提出したのです。加えて、2月21日に、衆議院予算委員会で立民の階猛（しな・たけし）議員が、権利憲章制定を含む改正法修正案に関する質疑応答を行ったのです。

その後、立民は改正法修正案を引っ込めました。そして、3月31日に可決成立した令和7年度の所得税等の税制改正法の衆参両院の附帯決議には、次のような納税者権利憲章（法）実現に務める旨の規定が盛り込まれました。

「十三 税務行政において納税者の権利利益の保護を図り、税務行政に対する国民の信頼醸成や適正を確保するため、納税者権利憲章の策定を含め納税環境整備について検討を行い、その実現に努めること。」

この附帯決議で、与党を含め国会は権利憲章の実現に努めないといけなくなったわけです。この附帯決議は、課税庁の「文化／カルチャー」を変えるための納税者権利憲章（法）制定の必要性を再確認、周知することにつながった、と評価できます（詳しくは、我妻憲利「少数与党政権は、納税者権利憲章（法）実現に向けた再チャレンジの好機」CNN ニュース 121 号参照 CNN-121.pdf）。

* * *

2025年6月10日には、さらに時機を得た新たな動きがありました。参議院財政金融委員会で、日本共産党の小池晃議員が、納税者権利憲章（法）制定や現在ある「納税者支援調整官刷新／法制化」に向けた質疑応答を行ったのです。小池議員は、次のようなポイントをあげ、納税者本位の納税者支援調整官刷新／法制化を勧告しました。【審議中継ビデオ:2025年6月10日午後2:32頃から数分間：アクセス先は、<https://www.webtv.sangiin.go.jp/webtv/index.php>】

- ①「納税者支援調整官」が、財務相組織規則で設けられ、しかもその運営は国税庁内部通達〔事務運営方針〕で行われており一般に公開されていない。このことから、組織や運営について法的根拠を明確にする必要があること〔国民・納税者は情報公開法を使って開示請求するしか手立てがないのが現状〕。
- ②年次報告書なども作成・公表されておらず、その活動実績も国民・納税者には透明になっていないこと〔国民・納税者は情報公開法を使って開示請求するしか手立てがないのが現状〕。行政評価の思考を欠いた納税者支援調整官の刷新が急務。
- ③納税者権利憲章（法）の制定とともに、手荒な調査や国税職員のハラスメントなど不当な事実行為で被害を受けた納税者の駆け込み救済をする納税者支援調整官を、現業部門から独立させ、かつ権限の明確化が急務。このためには、違法な課税処分などに対応する国税不服審判所を参考に、現業部門から独立した国税苦情処理機関創設が待ったなしであることなどを問い質しました。

しかし、財務大臣や国税当局者の説明は、お決まりの「役人答弁」でした。残念です。

とはいえ、`名ばかり納税者オンブズパースン`とも揶揄される「納税者支援調整官」について、国会での初の質疑応答でした。

今回、国会の委員会で`エビデンス`を残すことができました。重い意味を持ちます。今後の納税者支援調整官の刷新／法制化に向けた運動の足場強化につながるからです。それに、納税者本位／納税者ファーストの税務行政体制づくり運動を強力に後押しする梃子になったからです。

* * *

自公連立政権が弱体化しています。都議選の結果を見ればわかります。いまが国会・政府に納税者権利憲章（法）制定を求める好機ではないかと思います。納税者団体や税務の専門職界は、国会を使いこなす作法をしっかり学び、再チャレンジが求められています。

現在の流れをうまくつかみ、納税者権利憲章（法）の1.0案を成立させ、`納税者の権利`の「橋頭保」、「法的足場」を築くことは大事です。そして、さらに最適な納税者権利憲章2.0、3.0に向けて、民間機関がつくった納税者権利憲章に盛られたアイディアを注入し、切磋琢磨、改良を重ねていくのも一案です。原理主義的な完璧思考はいったん脇に置いて、結果を勝ち取る賢い戦術、「ディール（取引）」の心得が要ります。

PIJ 定時総会のご報告

プライバシー・インターナショナル・ジャパン (PIJ) 事務局

PIJ 定時総会が、さる 2025 年 5 月 24 日 (土曜)、東京、渋谷カフェミヤマ会議室において、第 1 部 定時総会、第 2 部 報告、第 3 部 講演のかたちで、以下のとおり開催されました。定時総会では、すべての案件が承認されました。

第 30 回定時総会 (案) 2025 年 5 月 24 日 (土曜) 於 カフェミヤマ 会議室	第 4 号議案 2025 年度収支 予算案承認の件	勝又和彦 (税理士) 菊池 純 (税理士) 白石 孝 (市民団体役員) 平野信吾 (税理士) 益子良一 (税理士) 中村克己 (編集局長/税理士)
第 1 部 定時総会 1. 開会宣言 司会者 1. 代表あいさつ 1. 議長選任 1. 議 事 第 1 号議案 2024 年度活動 報告承認の件 第 2 号議案 2024 年度収支 報告書並びに財産目録承認の件 第 3 号議案 2025 年度活動 計画承認の件	第 2 部 報告 【役員に関する報告】 2025 年 5 月 24 日評議委員会で 選任された役員は次のとおり。任 期は、2 事業年間 【代表】 石村耕治 (白鷗大学名誉教授) 【副代表】 辻村祥造 (税理士) 【常任運営委員】 我妻憲利 (事務局長/税理士)	《相談役》 河村たかし (衆議院議員/前名古屋市長) 第 3 部 講演 共通番号 (マイナンバー) 制度反 対運動再興の視点 講師 石村耕治 (PIJ 代表・白鷗大学名誉教授)

【2025 年度活動計画】 次に掲げる諸活動を行う。 1. マイナパンデミックへの対応：共通番号利用制限・廃止に向けての 取組み 2. デジタル ID (デジタル本人確認) と人権保護への取組み 3. マイナ健康保険証 (M システム) の危ない使われ方の検証 4. 監視カメラ、顔認証 (顔パス)、犯罪者への GPS 装着と人権保護へ の取組み 5. 税務のデジタル化と市民・納税者の権利保護への取組み 6. チャット GPT (対話型生成 AI) と税理士法上の税務相談業務のあり 方の検証	【会報発行に関する報告】 会報「CNN ニュース」(季刊) を次のとおり 4 回発行した。 ・第 117 号 2024 年 4 月 29 日 発行 ・第 118 号 2024 年 7 月 11 日 発行 ・第 119 号 2024 年 10 月 17 日 発行 ・第 120 号 2025 年 1 月 1 日 発行
--	--

編 集 及 び 発 行 人	プライバシー・インターナショナル・ジャパン (PIJ) 東京都豊島区西池袋 3-25-15 IB ビル 10F 〒171-0021 Tel/Fax : 03-3985-4590 E メール : wagatsuma@pij-web.net 編集・発行人 中村克己 Published by Privacy International Japan (PIJ) IB Bldg. 10F, 3-25-15 Nishi-ikebukuro Toshima-ku, Tokyo, 171-0021, Japan President Koji ISHIMURA Tel/Fax +81-3-3985-4590 http://www.pij-web.net 2025.7.18 発行 CNN ニュース No.122	入会のご案内 季刊・CNN ニュースは、PIJ の会員 (年 間費 1 万円) の方にだけお送りしています。 入会は PIJ の口座にお振込み下さい。 郵便振込口座番号 00140-4-169829 ピー・アイ・ジェー (PIJ)
		NetWork のつづき ・マイナンバー制度は、カネ食い虫、ド タバタ続きの官営のデジタル・プラット フォーム・ビジネスだ。しかも、国民の 自由や人権を喰って太り続けている。今 の制度を廃止し、スリムなモデルにする プランには大賛成だ。(N)